

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の正誤表

令和元年11月

株式会社スポーツフィールド

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の記載について、次のとおり訂正いたします。
なお、訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第一部 【証券情報】

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3 ロックアップについて

(訂正前)

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、売出人かつ当社役員である篠崎克志、加地正、森本翔太、伊地知和義及び永井淳平、当社株主である北川雅人、当社新株予約権者かつ当社役員である山本憲司及びその他1名は、SMBC日興証券株式会社(以下「主幹事会社」という。)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しにかかる元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の令和2年6月22日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

(以下省略)

(訂正後)

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、売出人かつ当社役員である篠崎克志、加地正、森本翔太、伊地知和義及び永井淳平、当社新株予約権者である北川雅人、当社新株予約権者かつ当社役員である山本憲司及びその他1名は、SMBC日興証券株式会社(以下「主幹事会社」という。)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しにかかる元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の令和2年6月22日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

(以下省略)



新株式発行並びに
株式売出届出目論見書

令和元年11月

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式147,764千円(見込額)の募集及び株式625,930千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式119,780千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を令和元年11月21日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社スポーツフィールド

東京都新宿区市谷本村町3番29号
FORECAST市ヶ谷4F

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 経営理念・行動指針

経営理念 PHILOSOPHY

全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時にスポーツが持つ可能性を様々なフィールドで発揮し、個人、法人、地域社会そして日本の発展に貢献すること

行動指針 CORPORATE ACTION GUIDELINES

1 カスタマーファースト CUSTOMER FIRST

常にお客様の立場で誠実且つスピードある行動をし、満足ではなく、感動するサービスを提供する。

2 プロ意識 PROFESSIONALISM

目的、目標を達成する強烈な意志を持ち、結果・成果で応えられるよう、弛まぬ努力を行う。

3 ブレイクスルー BREAKTHROUGH

思考を止めず、考え抜く。考え抜けば必ず道はできる。飛び越えられない壁はない。

4 チームワーク TEAMWORK

ONE FOR ALL, ALL FOR ONEの精神を持つ。

5 信頼 TRUST

人を信用しなければ、人から信用されることはない。まずは信用することから始めよう。

6 感謝の念・感情移入 APPRECIATION

常に感謝の気持ちを持ち、相手以上に相手のことを考え、行動する。

7 人間力 HUMAN POWER

人に目指される存在であり、人に影響を与える人財になる。

8 主体性 INDEPENDENCE

人生は自分が主役。自分が誇れる生き方をしよう。

9 自己研鑽 SELF IMPROVEMENT

チャンスは常に自己を磨き続けている人しか選んでくれない。

10 挑戦 CHALLENGE

人生は一度。自分の可能性を信じ、常に夢、目標に向かい、情熱を持ち挑戦し続ける。

当社グループは、経営理念の一節にある「スポーツの可能性を様々なフィールドで発揮し」を社名の由来としており、当社がスポーツ自体の価値や可能性を高め、競技以外の様々なフィールドで発揮されている状態を作ることを経営方針としております。

主力事業であるスポーツ人財（※1）に特化した就職・採用支援事業では、求職者がスポーツを通じて培った素養を、競技以外のビジネスというフィールドで輝けるよう、最適な企業と結びつけることに取り組んでおります。当社から紹介したスポーツ人財一人ひとりが入社後の企業で活躍することで、スポーツの価値が発揮された事例を作っていくことが出来ています。

また、スポーツ人財の活躍によって雇用する企業も活性化されることにより、経営理念の一節にある「個人、法人、地域社会そして日本の発展に貢献」していると当社グループは考えております。

※1. 現役体育会生や過去にスポーツ・競技経験のある社会人経験者、引退したプロ・アマチュアアスリート

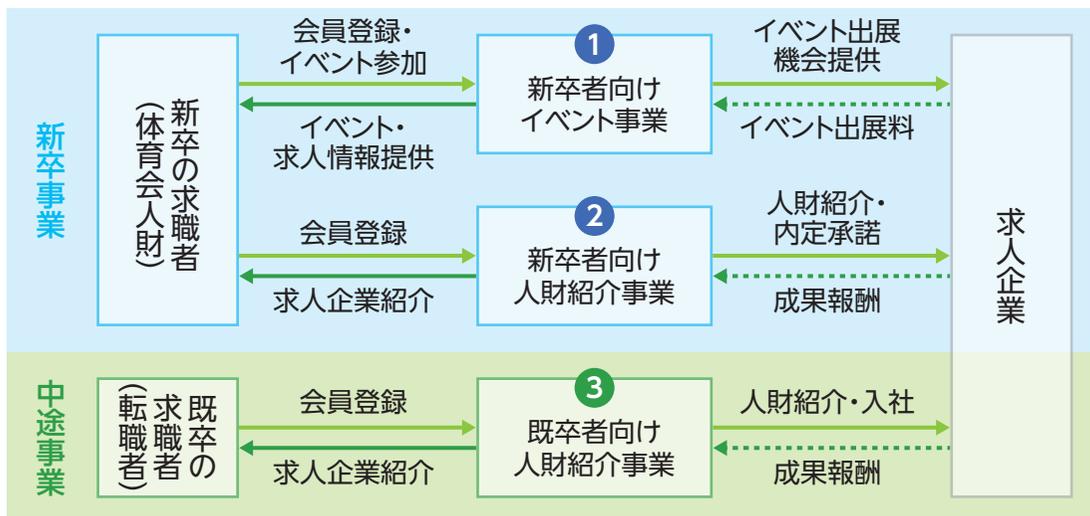


2. 事業の内容

(1) 当社のサービスの概要

当社が行っているスポーツ人財採用支援事業は、新卒事業部門（新卒者向け）と中途事業部門（既卒者向け）とに区分できます。前者は現役体育会学生（※注2）、後者は過去にスポーツ・競技経験のある社会人経験者や引退したプロ・アマチュアアスリートを対象としております。また、事業は大きく(1)新卒者向けの「イベント事業」、(2)新卒者向けの「人財紹介事業」、(3)既卒者向けの「人財紹介事業」に分類されます。これらの事業を通じて、スポーツ人財と、スポーツ人財を採用したい企業とをマッチングさせております。

※注2：大学が公認している運動部に所属する学生を指します。

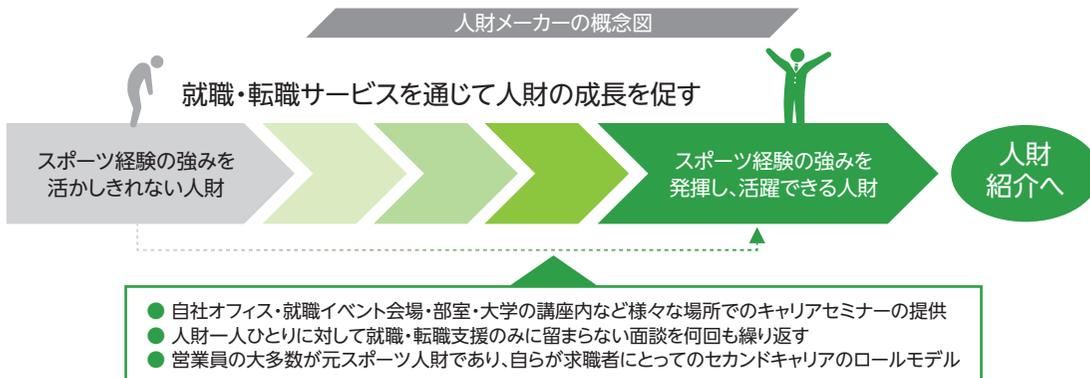


(2) 当社のサービスの特徴

当社の上記事業の大きな特長として、以下の2点が挙げられます。

- ▶ **スポーツ人財に特化していること**
- ▶ **人財一人ひとりへの密できめ細やかな対応による強固な信頼関係**

当社は、単に希少価値の高いスポーツ人財・体育会学生を右から左へと流す卸売ではなく、人財を社会で十分に活躍できるように成長させる人財メーカーであると自負しています。



スポーツ人財の強み

戦略的思考

目標設定・達成力

組織内へのモチベーションマネジメント

組織外との折衝力



(3) 当社の各種事業の説明

① 新卒者向け：イベント事業

新卒の就職活動において、体育会学生個人での情報収集は体育会活動と大学授業の限られた時間の中で限界があるため、当社のような就職支援サービスを受けて、企業・業界に関する情報を幅広く収集することは重要です。スポーツ人財の採用に興味がある様々な業界の企業とスポーツ人財が一堂に会し、採用活動の最初の接点を持つ事ができるイベントを開催することで、スポーツ人財に機会を提供しています。

また、企業にとっても採用活動において、学生との直接的な接点となる就職イベントにおいて、必要母集団の形成を行う事も重要ですが、それ以上に母集団におけるターゲット人財の含有率が論点になります。その中で、当社が提供する特化型就職イベントと呼ばれる特定の学生のみが参加する就職イベントにおいては、体育会学生を採用したい、体育会学生が持つ戦略的思考、目標設定・達成力などの能力を持つ学生を採用したいという企業にとって、ピンポイントでターゲット人財と接点を持つことが可能になります。

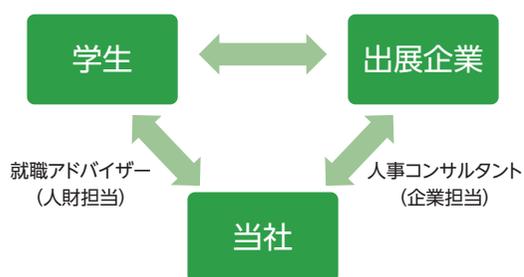
当社の特長である「スポーツ人財（体育会学生）に特化していること」は、単にイベント集客人数の極大化を良しとせず、企業の採用基準を満たす可能性が高い学生が多く存在する母集団を形成できる、つまり、採用したいと思える学生と多く会えるイベントになっており、企業にとって大きな付加価値を提供していると考えております。

主なイベント

イベント名	キャリアセミナー	合同就職セミナー	合同就職セミナープラス	就活セレクション
内容	就職活動解禁前に、業界・仕事研究やインターンシップを知るためのイベント	多くの体育会学生と企業が一堂に会するイベント	人財・企業ともに少数に限定し、学生がローテーションで全ての企業を回り、最後に交流会が設けられているイベント	人財・企業ともに少数に限定し、食事会形式で親睦を深めてもらうイベント
参加企業数	6～72社	13～76社	6社までに限定	3社までに限定
参加学生数	約60～1,400名	約90～2,000名	約50名までに限定	約30名までに限定

注) キャリアセミナー及び合同就職セミナーの参加企業数、参加学生数は、2020年卒業者向けイベント（2018年11月～2019年9月開催）実績に基づきます。

「スポーツ人財との信頼関係」を活かしたイベント運営



(イベント前)

参加予定学生への興味付け、情報提供

(イベント当日)

顔見知りの学生個人に合わせた出展企業の紹介や興味付け

(イベント後)

学生から企業へのフィードバック集計など

イベント当日に参加してもらうだけでなく、学生の内定承諾までをより密接にサポート



② 新卒者向け：人財紹介事業

当社の新卒者向けサービスであるWebサイト「スポナビ 20XX」に登録いただいた体育会学生に対して当社就職アドバイザーが就職カウンセリングを行う一方で、求人企業側の採用したい人財像を当社人事コンサルタントが理解し、双方のニーズがマッチングする就職先を紹介しております。

当社の特長として、一人の社員が就職アドバイザーと人事コンサルタントを兼ねており、また、企業については特定の業界・業種に絞ることなく、幅広く様々な企業を一人の社員が担当しています。それにより、人財との就職カウンセリングにおいて、①特定の業界・企業に偏って紹介することなく、当社から人財の将来の選択肢・可能性を限定することが無いようにしています。②人財の状況や考え・価値観などに合わせて、多角的なアドバイスを行うことが可能です。企業に対しては毎年変わる人財のリアルな状況を伝える事が可能です。



③ 既卒向け：人財紹介事業

新卒者向けの就職アドバイザーと比較し、一時期に担当するスポーツ人財の人数が限られることもあり、新卒者向けの人財紹介事業にも増して、転職アドバイザー（既卒者向けの人財担当）はスポーツ人財一人ひとりへの面談回数や時間を多く割いています。スポーツ人財を企業に紹介するにあたり、必ず事前に面談を行うことで、当社から紹介する人財の質を担保しております。

スポーツ経験者のための転職エージェントサービス

会員登録 お問い合わせ

About Sponavi carrier
スポナビキャリアとは

HOME > スポナビキャリアとは

完全無料で専任サポート！
スポナビキャリアは体育会・アスリート・スポーツ経験者のための
転職エージェントサービスです。



3. 当社の提供エリア



2019年9月末現在で事業を提供するエリアは開設数ベースで全国に11拠点、新卒者向けイベント事業の開催エリアは全国22地域（11拠点と町田、大宮、浜松、堺・和歌山、滋賀、姫路・明石、岡山、福山、小倉、熊本、久留米）に渡ります。

4. 当社の今後の取組

当社グループが支援するスポーツ人材は、企業が採用選考時に重視する人材像と符号する要素が多いと考えられており、東京オリンピック・パラリンピックをはじめ国際的なスポーツの大会が脚光を浴び、スポーツの価値が再認識される機会が増えているなかでは、今後も採用市場において高い価値を発揮し続けると考えております。

当社グループは今後更なる成長と発展を遂げるために、下記の課題へ対応していくことが経営戦略上、重要であると認識しております。そのため、当社グループは求職者に対する強力なグリップと深い理解を今後も継続し強化していくため、優秀な従業員の採用と育成、自社サービスのサービス強化や認知度向上、組織管理体制の強化を行ってまいります。

- 体育会学生の登録数確保
- 既卒のスポーツ人材の登録数確保
- 当社並びに当社ブランド「スポナビ」の認知度向上
- 企画イベントにおける品質担保
- 従業員の採用・定着及び育成
- 新規事業の創出による事業ポートフォリオの多様化



5. 業績推移

連結経営指標等

回次 決算年月		第8期	第9期	第10期第3四半期
		平成29年12月	平成30年12月	令和元年9月
売上高	(千円)	1,106,727	1,516,370	1,587,152
経常利益	(千円)	60,171	113,916	330,033
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益	(千円)	41,031	72,809	213,455
包括利益又は四半期包括利益	(千円)	41,031	72,809	213,455
純資産額	(千円)	59,396	132,205	345,661
総資産額	(千円)	418,961	735,377	1,096,049
1株当たり純資産額	(円)	72.79	162.02	—
1株当たり当期(四半期)純利益	(円)	50.28	89.23	261.59
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	14.2	18.0	31.5
自己資本利益率	(%)	100.6	76.0	—
株価収益率	(倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	108,208	82,994	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△32,962	△75,085	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△82,366	191,526	—
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	163,792	363,227	—
従業員数	(名)	118	164	—

- (注) 1. 当社は、第8期より連結財務諸表を作成しております。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、第8期、第9期及び第10期第3四半期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 5. 前連結会計年度(第8期)及び当連結会計年度(第9期)の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。また、第10期第3四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査レビューを受けております。
 6. 従業員数は、契約社員を含む就業人数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
 7. 令和元年10月4日付で株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

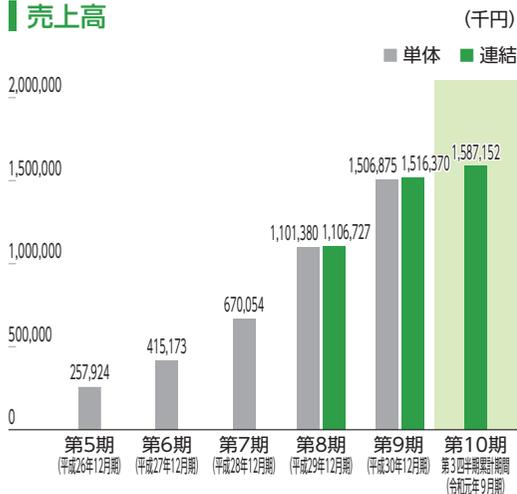
提出会社の経営指標等

回次 決算年月		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
		平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月	平成30年12月
売上高	(千円)	257,924	415,173	670,054	1,101,380	1,506,875
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	3,527	24,193	△490	59,419	118,234
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	3,486	9,291	△1,875	40,419	67,268
資本金	(千円)	10,000	10,000	10,300	10,300	10,300
発行済株式総数						
普通株式	(株)	200	20,000	20,000	20,000	20,400
A種株式	(株)	—	—	400	400	—
純資産額	(千円)	14,142	23,433	21,450	61,870	129,138
総資産額	(千円)	87,611	190,449	363,121	419,538	729,780
1株当たり純資産額	(円)	70,710.79	1,171.67	1,072.53	75.82	158.26
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	17,432.23	464.56	△93.78	49.53	82.44
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	16.1	12.3	5.9	14.7	17.7
自己資本利益率	(%)	44.1	49.5	—	97.0	70.4
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数	(名)	16	39	81	111	155

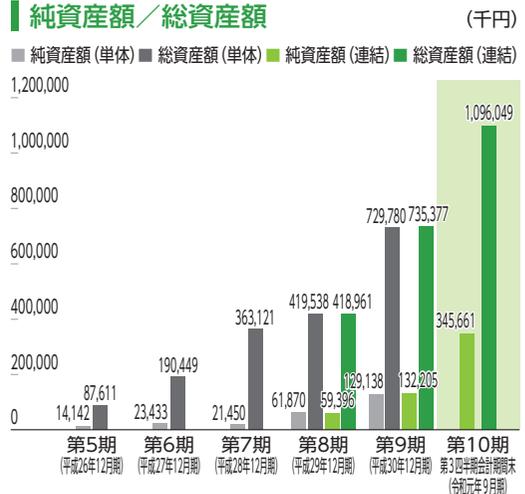
- (注) 1. 第6期までは税込方式によっておりましたが、第7期より会計方針の変更による税抜方式のため、売上高には消費税等は含まれておりません。
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第5期については、新株予約権の残高がございません。第6期、第7期、第8期及び第9期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 3. 当社は、A種類株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、平成30年3月16日付で全てのA種類株式を自己株式として取得し、対価としてA種類株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種類株式については、株主価値の向上を図るため平成30年3月16日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月31日付で会社法第178条に基づき消却しました。その結果、発行済株式総数は20,400株となっております。
 4. 第7期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
 5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 6. 主要な経営指標等のうち、第5期から第7期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。前事業年度(第8期)及び当事業年度(第9期)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
 7. 従業員数は、契約社員を含む就業人数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
 8. 平成27年12月31日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。また、令和元年10月4日付で株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
 9. 平成27年12月31日付で株式1株につき100株、令和元年10月4日付で株式1株につき40株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(10部)」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第5期、第6期及び第7期の数値(1株当たりの配当額については全ての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次 決算年月		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
		平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月	平成30年12月
1株当たり純資産額	(円)	17.68	29.29	26.81	75.82	158.26
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	4.36	11.61	△2.34	49.53	82.44
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—	—

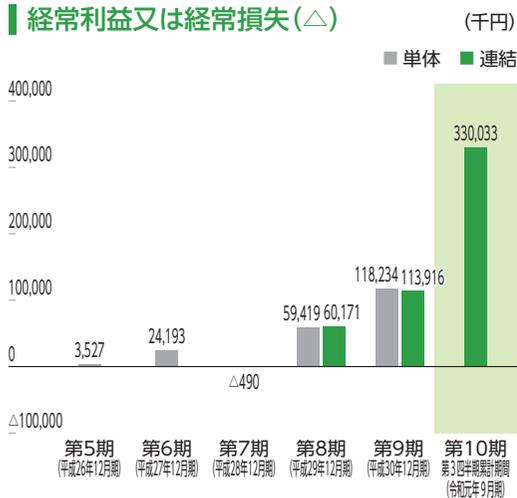
売上高



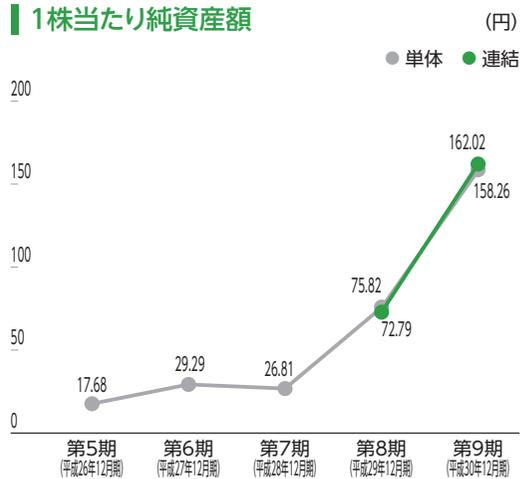
純資産額／総資産額



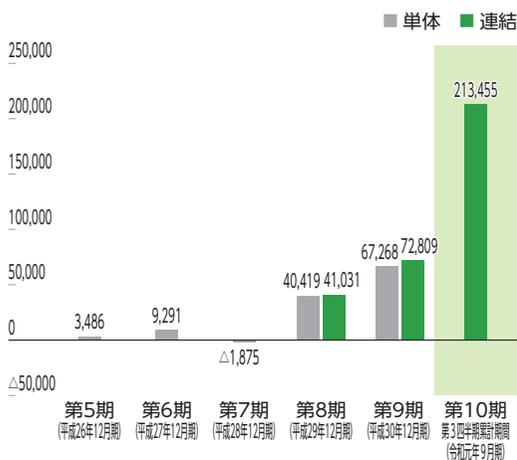
経常利益又は経常損失(△)



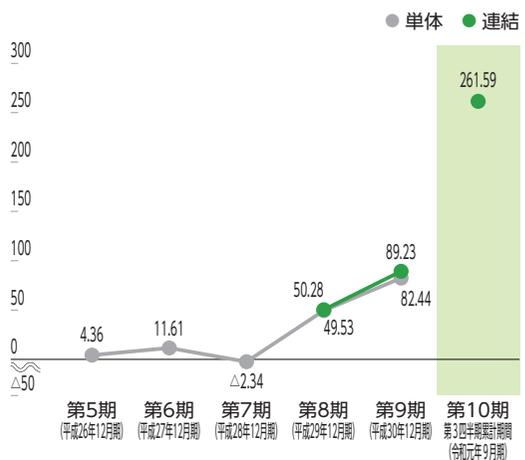
1株当たり純資産額



親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益及び当期純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)



- (注) 1. 第6期までは税込方式によっておりましたが、第7期より会計方針の変更による税抜方式のため、売上高には消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、平成27年12月31日付で株式1株につき100株の株式分割を行っており、令和元年10月4日付で株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)」を算定しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	23
5 【従業員の状況】	24
第2 【事業の状況】	25
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	25
2 【事業等のリスク】	29
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	33
4 【経営上の重要な契約等】	39
5 【研究開発活動】	39
第3 【設備の状況】	40
1 【設備投資等の概要】	40
2 【主要な設備の状況】	40
3 【設備の新設、除却等の計画】	41

第4	【提出会社の状況】	42
1	【株式等の状況】	42
2	【自己株式の取得等の状況】	48
3	【配当政策】	48
4	【株価の推移】	48
5	【役員の状況】	49
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	52
第5	【経理の状況】	60
1	【連結財務諸表等】	61
2	【財務諸表等】	100
第6	【提出会社の株式事務の概要】	113
第7	【提出会社の参考情報】	114
1	【提出会社の親会社等の情報】	114
2	【その他の参考情報】	114
第四部	【株式公開情報】	115
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	115
第2	【第三者割当等の概況】	116
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	116
2	【取得者の概況】	117
3	【取得者の株式等の移動状況】	118
第3	【株主の状況】	119
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年11月21日
【会社名】	株式会社スポーツフィールド
【英訳名】	Sportsfield Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 篠崎 克志
【本店の所在の場所】	東京都新宿区市谷本村町3番29号 FORECAST市ヶ谷4F
【電話番号】	03-5225-1481(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 永井 淳平
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区市谷本村町3番29号 FORECAST市ヶ谷4F
【電話番号】	03-5225-1481(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 永井 淳平
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 147,764,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 625,930,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 119,780,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	65,600(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 令和元年11月21日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、令和元年12月10日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)及び本募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、45,200株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主である篠崎克志(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

令和元年12月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は令和元年12月10日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	65,600	147,764,000	79,966,400
計(総発行株式)	65,600	147,764,000	79,966,400

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、令和元年11月21日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、令和元年12月18日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,650円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は173,840,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 令和元年12月19日(木) 至 令和元年12月24日(火)	未定 (注) 4	令和元年12月25日(水)

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格の決定に当たり、令和元年12月10日に仮条件を提示する予定であります。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、令和元年12月18日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、令和元年12月10日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び令和元年12月18日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、令和元年12月18日に決定する予定であります。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、令和元年12月26日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込みに先立ち、令和元年12月11日から令和元年12月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、自社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国の各支店で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 麹町支店	東京都千代田区麹町六丁目6番2号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	65,600	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	65,600	—

(注) 1. 引受株式数は、令和元年12月10日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(令和元年12月18日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
159,932,800	7,500,000	152,432,800

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,650円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。なお、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額152,432千円は、人員拡大に伴うオフィス拡大のための設備投資資金として令和2年12月期に16,000千円、事業拡大のための採用資金として50,000千円(令和2年12月期:20,000千円、令和3年12月期:30,000千円)、新卒者向け人材紹介事業及び既卒者向け人材紹介事業における求職者確保のための広告宣伝費として70,000千円(令和2年12月期:20,000千円、令和3年12月期:50,000千円)を充当する予定であります。残額については、財務体質及び経営基盤安定化のための金融機関からの借入金の返済として令和2年12月期に充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備計画の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

令和元年12月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	236,200	625,930,000	千葉県柏市 篠崎 克志 62,300株 東京都江戸川区 加地 正 55,200株 大阪府大阪市北区 森本 翔太 55,200株 福岡県福岡市西区 伊地知 和義 55,200株 東京都新宿区 永井 淳平 8,300株
計(総売出株式)	—	236,200	625,930,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,650円)で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 令和元年 12月19日(木) 至 令和元年 12月24日(火)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の全国の 本支店及び営 業所	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1 号 株式会社SBI証券 東京都中央区日本橋茅場町一丁 目5番8号 いちよし証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一丁目 8番12号 岩井コスモ証券株式会社 大阪府大阪市中央区本町二丁目 6番11号 エース証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目7番 1号 東洋証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁 目4番7号 極東証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号 マネックス証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目4番 地 松井証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(令和元年12月18日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定め配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	45,200	119,780,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	45,200	119,780,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,650円)で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1	自 令和元年 12月19日(木) 至 令和元年 12月24日(火)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証 券株式会社の本 店及び全国各支 店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(令和元年12月18日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、45,200株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、令和2年1月23日行使期限として付与される予定であります。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から令和2年1月23日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付け借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、令和元年12月18日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMBC日興証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与は行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、売出者かつ当社役員である篠崎克志、加地正、森本翔太、伊地知和義及び永井淳平、当社株主である北川雅人、当社新株予約権者かつ当社役員である山本憲司及びその他1名は、SMBC日興証券株式会社(以下「主幹事会社」という。)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しにかかる元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の令和2年6月22日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

当社新株予約権者である佐野浩太郎、岡村芳明、小西秀人、横山沙織、龍井渚、井原隆、高松浩巳、山田哲生、江藤千尋及びその他55名は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しにかかる元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して90日目の令和2年3月24日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期
決算年月	平成29年12月	平成30年12月
売上高 (千円)	1,106,727	1,516,370
経常利益 (千円)	60,171	113,916
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	41,031	72,809
包括利益 (千円)	41,031	72,809
純資産額 (千円)	59,396	132,205
総資産額 (千円)	418,961	735,377
1株当たり純資産額 (円)	72.79	162.02
1株当たり当期純利益 (円)	50.28	89.23
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	14.2	18.0
自己資本利益率 (%)	100.6	76.0
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	108,208	82,994
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△32,962	△75,085
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△82,366	191,526
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	163,792	363,227
従業員数 (名)	118	164

- (注) 1. 当社は、第8期より連結財務諸表を作成しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第8期及び第9期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 前連結会計年度(第8期)及び当連結会計年度(第9期)の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
6. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
7. 令和元年10月4日付で株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月	平成30年12月
売上高 (千円)	257,924	415,173	670,054	1,101,380	1,506,875
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	3,527	24,193	△490	59,419	118,234
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	3,486	9,291	△1,875	40,419	67,268
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,300	10,300	10,300
発行済株式総数					
普通株式 (株)	200	20,000	20,000	20,000	20,400
A種株式	—	—	400	400	—
純資産額 (千円)	14,142	23,433	21,450	61,870	129,138
総資産額 (千円)	87,611	190,449	363,121	419,538	729,780
1株当たり純資産額 (円)	70,710.79	1,171.67	1,072.53	75.82	158.26
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	17,432.23	464.56	△93.78	49.53	82.44
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	16.1	12.3	5.9	14.7	17.7
自己資本利益率 (%)	44.1	49.5	—	97.0	70.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (名)	16	39	81	111	155

- (注) 1. 第6期までは税込方式によっておりましたが、第7期より会計方針の変更による税抜方式のため、売上高には消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第5期については、新株予約権の残高がございません。第6期、第7期、第8期及び第9期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 当社は、A種類株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、平成30年3月16日付で全てのA種類株式を自己株式として取得し、対価としてA種類株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種類株式については、株主価値の向上を図るため平成30年3月16日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月31日付で会社法第178条に基づき消却しました。その結果、発行済株式総数は20,400株となっております。
4. 第7期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 主要な経営指標等のうち、第5期から第7期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。前事業年度(第8期)及び当事業年度(第9期)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
7. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

8. 平成27年12月31日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。また、令和元年10月4日付で株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
9. 平成27年12月31日付で株式1株につき100株、令和元年10月4日付で株式1株につき40株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第5期、第6期及び第7期の数値(1株当たりの配当額については全ての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月	平成30年12月
1株当たり純資産額 (円)	17.68	29.29	26.81	75.82	158.26
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	4.36	11.61	△2.34	49.53	82.44
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)

2 【沿革】

当社グループは、平成22年1月に東京都渋谷区において人材採用関連商品の企画・販売、人材紹介、労働者派遣業務を目的として、株式会社スポーツリンク埼玉（その後、株式会社スポーツリンク東日本へと改名）を創業いたしました。

その後、平成26年1月に商号を「株式会社スポーツフィールド」に変更いたしました。

年月	概要
平成22年1月	東京都渋谷区に人材採用関連商品の企画・販売、人材紹介、労働者派遣業務を事業目的とした、株式会社スポーツリンク埼玉を設立（資本金1,000千円）
平成23年4月	株式会社スポーツリンク東日本へ商号変更
平成25年5月	本社を東京都渋谷区から東京都中央区に移転
平成25年9月	本社を東京都中央区から東京都渋谷区に移転
平成25年10月	体育会学生の総合就職支援サービス「スポナビ」を開始
平成26年1月	第三者割当てにて資本金10,000千円に増資
平成26年1月	株式会社スポーツフィールドへ商号変更
平成26年1月	関西エリアで初となる大阪オフィスを開設
平成26年1月	東海エリアで初となる東海オフィスを開設
平成26年1月	九州エリアで初となる九州オフィスを開設
平成26年4月	有料職業紹介業についての厚生労働大臣許可を受ける（厚生労働大臣許可13-ユ-306448）
平成26年5月	転職支援サービス「スポナビキャリア」を開始
平成27年7月	本社を東京都渋谷区から東京都新宿区に移転
平成28年2月	第三者割当てにて資本金10,300千円に増資
平成28年5月	東京都新宿区に子会社、株式会社エスエフプラス（現連結子会社）を設立
平成28年7月	東北エリアで初となる仙台オフィスを開設
平成28年7月	北海道エリアで初となる札幌オフィスを開設
平成28年8月	労働者派遣業についての厚生労働大臣許可を受ける（厚生労働大臣許可 派 13-306720）
平成29年7月	中国エリアで初となる広島オフィスを開設
平成30年1月	日本政府が推進するスポーツ国際貢献事業「SPORT FOR TOMORROW」に加盟
平成30年9月	株式会社エスエフプラスにて有料職業紹介業についての厚生労働大臣許可を受ける（厚生労働大臣許可13-ユ-309835）
平成30年10月	株式会社エスエフプラスにて「エスナビ」を開始

補足：名称説明

名称	概要
スポナビ	体育会に所属する大学生に特化した新卒者向け就職情報サイトならびに就職支援サービスの総称
スポナビキャリア	体育会出身者・アスリート・スポーツ経験者に特化した転職者向け就職情報サイトならびに就職支援サービスの総称
エスナビ	スポーツ系の専門学校生に特化した新卒者向け就職情報サイトならびに就職支援サービスの総称

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社スポーツフィールド）及び子会社1社（株式会社エスエフプラス）で構成されており、主としてスポーツ人財（※注1）採用支援事業を展開しており、子会社では営業支援事業、人財紹介事業、採用アウトソーシング事業も併せて展開しております。

当社が行っているスポーツ人財採用支援事業は、事業セグメントは単一ですが、新卒事業部門（新卒者向け）と中途事業部門（既卒者向け）とに区分できます。前者は現役体育会学生（※注2）、後者は過去にスポーツ・競技経験のある社会人経験者や引退したプロ・アマチュアアスリートを対象としております。また、事業は大きく（1）新卒者向けの「イベント事業」、（2）新卒者向けの「人財紹介事業」、（3）既卒者向けの「人財紹介事業」に分類されます。これらの事業を通じて、スポーツ人財と、スポーツ人財を採用したい企業とをマッチングさせております。

※注1：当社は体育会学生や既卒社会人等の求職者、自社の役職員を、人材（Human Resource）ではなく、人財（Human Capital）であると考えております。スポーツ人財は優れたポテンシャルを持つ投資対象であり、社会にとって、お取引先の顧客企業様にとって、また当社にとって財（たから）であるという想いを込めて、当社における正式な表記とさせていただきますこと、対外的に発信する情報の中でも、同表記を統一的に用いております。

※注2：大学が公認している運動部に所属する学生を指します。

当社の経営理念に掲げる「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時にスポーツが持つ可能性を様々なフィールドで発揮し個人、法人、地域社会そして日本の発展に貢献すること」の達成を目指しております。スポーツ人財には、就職・転職アドバイザーとして①スポーツ・競技で学んだことを仕事の強みとして活かせるように引き出し整理するなど、スポーツ人財に特化した就職・転職のアドバイスをするとともに、②スポーツ・競技で燃え尽きることなく、就職・転職活動を通じて人生の新しい目的・目標を見つけるサポートをいたします。また、求人企業には、人事コンサルタントとして①スポーツ人財の強みや成長可能性を理解してもらうとともに、②企業が求めている人財を紹介して入社するまでサポートをいたします。具体的な業務としては、スポーツ人財向けには大学訪問などを通じてスポーツ人財へ就職・転職の面談を行い、求人企業向けには採用部門へ訪問して採用計画・募集人財像をヒアリングします。そして、スポーツ人財と求人企業の両社をイベント又は紹介という形で引き合わせ、内定承諾・入社までのサポートを行います。

また、当社の上記事業の大きな特長として、以下の2点が挙げられます。

- A) スポーツ人財に特化していること
- B) 人財一人ひとりへのきめ細やかな対応による信頼関係

■ 3 事業に共通する当社の価値観・考え方

上記の当社の特長2点を踏まえ、当社は以下のように考えて、就職・転職支援又は採用支援を行っております。

人生における大きな時間を割き、生涯賃金に大きな影響を与える就職・転職活動において、個々の人財・企業の立場から考えると、大手競合のようなマスでのアプローチよりも、求職者（新卒者・既卒者含む）個々人や個社を深く理解した就職・転職アドバイザー・人事コンサルタントが介在した「One to One」のサービスに対するニーズは存在します。当社の、大学や部室までも何度となく足を運びながらあらゆる相談に乗っていく、アナログながらも丁寧なスタイルはそれらのニーズとの親和性が高いと考えており、人財・企業から当社へのロイヤリティを獲得しています。このことは、当社の規模が拡大して従業員数が増えても、一人あたりが担当する人財数を大きく変えないことなどにより、就職・転職支援サービスの質を落とさず当社の優位性・差別化を保つ源泉としています。

また、人財と密に構築した関係は、ただ単に人財を企業へ紹介しやすくなるだけでなく、就職・転職支援サービスを通じて人財の成長を促すことが可能になります。当社は、単に希少価値の高いスポーツ人財・体育会学生を右から左へと流す卸売ではなく、人財を社会で十分に活躍できるように成長させる人財メーカーであると自負しています。

単に部活と就職活動や仕事と転職活動のスケジュール調整や、就職・転職活動の知識・ノウハウの提供だけでなく、自社オフィス・就職イベント会場・部室・大学の講座内など様々な場所でのキャリアセミナーの提供や、人財一人ひとりに対して就職・転職支援のみに留まらない面談を何回も繰り返すことなどを行っています。また、当社社員や元プロスポーツ選手や大手人気企業の人事部などが講師を務める就職勉強会（通称、スポ勉）を主催し体育会学生に提供することで、体育会やスポーツ経験がいかに就職後の会社・組織・社会にて役立つかの啓蒙活動を行っております。そして、当社の従業員の大多数が元スポーツ人財であり、自らが求職者にとってのセカンドキャリアのロールモデルとなるように努めています。このような活動を通じて、世間一般に持たれがちな「体育会＝根性・ガッツ」などの固定観念に捕らわれることなく、スポーツを通じて学んだ戦略的思考、目標設定・達成力、組織内へのモチベーションマネジメント、組織外との折衝力など様々な要素を、個々人のスポーツ人財の経験と照らし合わせながら、いかにそれらが社会で応用できるかを、スポーツ人財本人に考えてもらいます。これらの活動により、スポーツだけしかしてこなかった人ではなく、スポーツを通じて学んだことを次の人生にも応用して活かせる人を育てています。

■当社の提供エリア

平成26年1月からは社名をスポーツフィールドに変更し、新卒者・既卒者向け人財ビジネスともに、「スポナビ」ブランドを確立させてきました。令和元年9月末現在で事業を提供するエリアは開設数ベースで全国に11拠点（東京、札幌、仙台、千葉、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡）、後述の新卒者向けイベント事業の開催エリアは全国22地域（11拠点と町田、大宮、浜松、堺・和歌山、滋賀、姫路・明石、岡山、福山、小倉、熊本、久留米）に渡ります。

■各種事業の説明

（1）新卒者向け：イベント事業

新卒の就職活動において、体育会学生個人での情報収集は体育会活動と大学授業の限られた時間の中で限界があるため、当社のような就職支援サービスを受けて、企業・業界に関する情報を幅広く収集することは重要です。スポーツ人財の採用に興味がある様々な業界の企業とスポーツ人財が一堂に会し、採用活動の最初の接点を持つ事ができるイベントを開催することで、スポーツ人財に機会を提供しています。

また、企業にとっても採用活動において、学生との直接的な接点となる就職イベントにおいて、必要母集団の形成を行う事も重要ですが、それ以上に母集団におけるターゲット人財の含有率が論点になります。その中で、当社が提供する特化型就職イベントと呼ばれる特定の学生のみが参加する就職イベントにおいては、体育会学生を採用したい、体育会学生が持つ戦略的思考、目標設定・達成力などの能力を持つ学生を採用したいという企業にとって、ピンポイントでターゲット人財と接点を持つことが可能になります。

令和2年卒業者向けイベント開催数は全国で143回に上り、顧客企業並びに学生のニーズに合わせて、大小様々な規模のイベントを提供しております。特に平成31年3月に開催した「スポナビ合同就職セミナー」では、平成31年実績で全国9ヶ所での出展企業数がのべ430社、参加体育会学生数はのべ6,100名を超え、スポーツ人財に特化した新卒領域のイベントとしては出展企業数・参加学生数ともに国内最大規模（当社調べ）であります。一方で、出展企業数を3～6社に絞り、参加学生も当社の就職アドバイザーが推薦した人財のみを対象を絞った小規模イベントなど、全企業が全参加学生に説明する機会を持つことができるイベントもあります。

また、前述のように、当社の特長である「A）スポーツ人財（体育会学生）に特化していること」は、単にイベント集客人数の極大化を良しとせず、企業の採用基準を満たす可能性が高い学生が多く存在する母集団を形成できる、つまり、採用したいと思える学生と多く会えるイベントになっており、企業にとって大きな付加価値を提供していると考えております。

さらに、当社のもう一つの特長である「B）人財一人ひとりへのきめ細やかな対応による信頼関係」はイベント事業でも活かされております。大規模イベントでも当社の就職アドバイザー（人財担当）と繋がりがある学生が約7割参加しており、出展企業はイベント出展前から事後まで当社の人事コンサルタント（企業担当）を通じて、参加学生の情報を得ながらのフォローを受けることが可能です。イベント前は参加予定学生への興味付けや事前の参加者情報提供を、イベント当日は来場した顔見知りの学生個人々に合わせた出展企業の紹介や興味付けを、イベント後は学生から企業へのフィードバックの集計や企業採用担当が気になる学生に対しての志望度確認などを行います。それにより、企業にイベント当日に参加してもらうだけでなく、学生の内定承諾までをより密接にサポートすることが可能となります。

イベント事業の各種商品は以下のとおりです。※注3

商品名	内容	参加企業数	参加学生数	年間開催数	年間合計販売枠数
スポナビキャリアセミナー	就職活動解禁前に、業界・仕事研究やインターンシップを知るためのイベント	6～72社	約60～1,400名	23回	594枠
スポナビ合同就職セミナー	多くの体育会学生と企業が一堂に会するイベント	13～76社	約90～2,000名	31回	897枠
スポナビ合同就職セミナープラス	人財・企業ともに少数に限定し、学生がローテーションで全ての企業を回り、最後に交流会が設けられているイベント	6社までに限定	約50名までに限定	80回	455枠
スポナビ就活セレクション	人財・企業ともに少数に限定し、食事会形式で親睦を深めてもらうイベント	3社までに限定	約30名までに限定	9回	27枠
スポナビ〇〇プレミアム	上記の各種イベントで、国公立大学、私立上位大学に在籍する体育会学生に限定したイベント	イベントによる		4回 ※注4	イベントによる

※注3：令和2年卒業者向けイベント（平成30年11月～令和元年9月開催）分の集計です。また、各種数字は実績ベースとなります。

※注4：その他商品（スポナビキャリアセミナー、スポナビ合同就職セミナープラス）と重複しています。

（2）新卒者向け：人財紹介事業

当社の新卒者向けサービスであるWebサイト「スポナビ 20XX」に登録いただいた体育会学生に対して当社就職アドバイザーが就職カウンセリングを行う一方で、求人企業側の採用したい人財像を当社人事コンサルタントが理解し、双方のニーズがマッチングする就職先を紹介しております。

当社の特長として、一人の社員が就職アドバイザーと人事コンサルタントを兼ねており、また、企業については特定の業界・業種に絞ることなく、幅広く様々な企業を一人の社員が担当しています。それにより、人財との就職カウンセリングにおいて、①特定の業界・企業に偏って紹介することなく、当社から人財の将来の選択肢・可能性を限定することが無いようにしています。②人財の状況や考え・価値観などに合わせて、多角的なアドバイスを行うことが可能です。また、一方で、企業に対しては毎年変わる人財のリアルな状況を伝える事が可能です。

そして、イベント事業でも記載したように、当社の特長である「人財一人ひとりへのきめ細やかな対応による信頼関係」は人財紹介事業でも活かされ、人財側・企業側双方の細やかなニーズや適性に合わせたマッチングはもちろんのこと、人財側・企業側双方への紹介後のフォローも行っております。フォローの例としては、①企業に対しての人財の詳細な説明並びに魅力付け、②選考中、内定後の人財に対しての企業への入社志望度合いの確認並びに魅力付け（企業の人事担当者に代わり、人財へ企業の特長・強みなどを説明すること）、③内定承諾から入社までの人財との継続的な接点づくり・内定承諾辞退リスクの軽減、④入社後の適宜連絡による状況把握と退職防止のためのフォローなどが挙げられます。

このように、人財紹介事業は、豊富な選択肢から最適な紹介先を選定し、人財・企業双方に十分に説明を尽くして理解を助け、入社後もコミュニケーションを取ってギャップの解消に努めることが肝要と考えています。紹介先企業数を増やすことで、豊富な選択肢から紹介できるようにし、無理な紹介を行うリスクを減らすことを是としており、新規紹介先企業の開拓や地域間・担当間の共有に力を入れています。また、人財一人ひとりに対面での打ち合わせを通じた企業選定を行い、紹介から入社後までの人財・企業双方へのサポートなどを通じて入社前に人財・企業双方の不安点や不明点などを減らし、志望度が高い状態で人財が内定承諾することを徹底しております。内定承諾後も、入社までの期間は月に一回のコンタクトを必須としており、その中で学生の心変わりや不安などを察知した場合には、入社予定企業へ速やかに連絡をして、連携しながらフォローに努めることとしています。

これらの取り組みを行う中、令和2年（2020年）3月卒業生においては、5,300名以上の学生を、770社以上の企業に紹介（学生人数、企業数ともにユニーク数※注5）しております。

※注5：ユニーク数とは、異なるユーザーの総数であり、「延べ数」の対義語です。

（3）既卒者向け：人財紹介事業

既卒者向けの人財紹介事業の内容は（2）新卒者向け：人財紹介事業と大きく変わりません。しかし、既卒者向けの人財紹介事業独自の特長として、以下の点が挙げられます。

新卒者向けの就職アドバイザーと比較し、一時期に担当するスポーツ人財の人数が限られることもあり、新卒者向けの人財紹介事業にも増して、転職アドバイザー（既卒者向けの人財担当）はスポーツ人財一人ひとりへの面談回数や時間を多く割いています。スポーツ人財を企業に紹介するにあたり、必ず事前に面談を行うことで、当社から紹介する人財の質を担保しております。また、企業紹介時・面接前・面接期間中・内定前後などの節目ごとにメールやSNSだけでなく対面で転職アドバイザーと打ち合わせを行います。

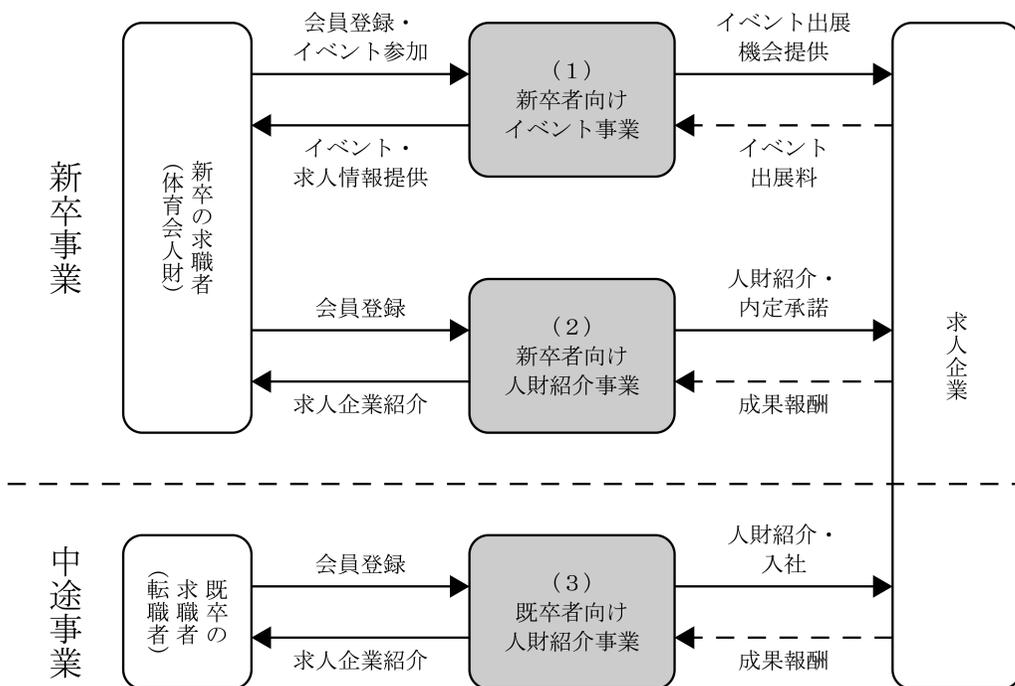
また、既卒者は中途採用者として企業に入社するため、新卒一括採用と異なり、求人企業の採用条件（入社時期・求められている人物像など）は案件ごとに異なります。そのため、新卒採用よりも中途採用では、より案件ごとの細かいフォローが必要となります。そこで、既卒者向けの「人財紹介事業」では入社後のフォローを、より詳細に行っております。具体的には、人財の入社後1週間、2週間、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年を区切りに、人財・企業の両方へ電話や訪問をして状況を確認し、関係性を維持しております。これは、当社から紹介して入社にいたった人財の早期退職を防ぐだけでなく、例えば入社した企業に新たに既卒者を紹介する場合には、先輩社員としての体験談を話してもらい、面談してもらい、など協力を仰ぎやすくなります。なお、当社の紹介人財が入社後に早期離職に至った場合には、在籍期間に応じて成果報酬の一部を返す旨を取り交わしていることから、早期退職の防止は、顧客満足最大化と同時に当社の返金リスクを下げる効果があります。

また、入社後人財のインタビュー記事を当社のウェブサイトに掲載しておりますが、令和元年9月末時点で90名以上が掲載されており、同等数の記事を掲載している競合他社は見られず、当社と人財の密な信頼関係を表す指標の一つとなっています。

对企业においても、当社の人事コンサルタントとの密な信頼関係から、採用の一部工程を任せられるような場合があります。新卒採用と異なり、中途採用については体系立った採用フローがない企業も少なくありません。電話やチャットなどでやり取りを完結してしまう人財会社もある中、当社の転職アドバイザーはスポーツ人財と原則相対で面談を行っていることから、紹介先企業におけるスクリーニングの役割を代行できているものとして、当社からの紹介を以て1次選考を省略いただいている企業も数多くあり、付加価値となっております。

事業系統図

※実線の矢印が役務の流れ、破線の矢印が金銭の流れ、グレー箇所が当社が提供している事業



■各種事業のビジネスプロセスの流れ

当社は通常の人財紹介事業を行う他社と業務プロセスの流れは大きく変わりありません。しかし、下記の各Stepの説明のような特長を持っております。

各事業の大まかなビジネスプロセスの流れ

事業名	プロセス名			
新卒者向け： イベント事業	Step 1： 営業活動～受注	Step 2-1： 体育会学生の集客	Step 3-1： イベント運営	Step 4： アフターフォロー
新卒者向け： 人財紹介事業			Step 3-2： 企業紹介～内定承諾	
既卒者向け： 人財紹介事業		Step 2-2： 転職者の集客	Step 3-3： 企業紹介～入社	

Step 1：営業活動～受注（3事業共通）

新卒者又は既卒者を採用したいと考える企業を、架電・FAXなどの方法で開拓します。そして、当社の人事コンサルタントによる訪問営業により、企業の採用状況をヒアリングして求人情報を取得し、当社の各種事業の申込・契約を取り交わします。また、既存顧客企業においても、前年度の顧客企業の採用計画並びに当社との取引内容を踏まえて、継続的に訪問・提案を行います。

また、人事コンサルタントとして、企業に選考フローの見直しなども提案しております。例えば、中途採用がうまく行っていない企業には、企業から人財紹介会社へのメールの返信が遅いため、人財紹介会社が紹介を差し止めている場合や、求める人物像のスペックを高く設定しすぎて書類選考で落とし過ぎている場合などがあり、そういったケースに当てはまっていないかチェックしながら、場合によっては改善方法を提案しております。

Step 2-1：体育会学生（新卒者）の集客（新卒者向け：イベント事業、新卒者向け：人財紹介事業）

新卒者向けのイベント事業並びに人財紹介事業において、体育会学生の登録数は当社が注視している指標の一つであります。平成26年1月からは社名を株式会社スポーツフィールドに変更し、新卒採用向け人財ビジネスでは「スポナビ」ブランドを確立してきました。令和2年（2020年）3月卒業生を対象としたサービスサイト「スポナビ2020」では、20,000人以上の体育会学生に登録いただいております。なお、足許の「スポナビ2021」では令和元年（2019年）9月末時点で6,600人以上の体育会学生に登録いただいております。前年同月比では3,600人以上の増加となっております。新卒者のスポーツ人財に特化した就職サイトでは国内最大規模（当社調べ）であります。

集客活動（スポナビ20XXへの登録）は、当社のブランド力を通じてインターネットなどで検索いただいて直接登録いただく場合と、当社の就職アドバイザーが各大学・部室を訪問して、接点が取れた方に対して登録いただく場合に分けられます。特に後者の場合が人財からの高いロイヤリティに繋がり、参入障壁の比較的低い人財業界での当社の強みの源泉となっております。

なお、体育会学生へのスポナビの登録を促進するため、また、登録後の就職支援にて、体育会学生に合わせたサポートを行っております。体育会学生は、学業・部活動・就職活動という三つの活動を行っており、就職活動に割ける時間が一般学生よりも少ないため、①早期の接点作りや部活動へのアプローチを行い、体育会学生に対する就職活動への早期取り組みへの声掛け、②大学の就職課並びに部活動の監督・コーチと連携を取り、部活動のスケジュールを個別把握、③就職活動パートナーとして体育会学生の就職スケジュールの作成やフォローアップなどを行い、体育会に所属していても効率的に就職活動が行えるようにしています。

また、体育会学生に対しては就職カウンセリングや就職に関する勉強会（通称、スポ勉）を通じて、体育会やスポーツ経験がいかにか就職後の会社・組織・社会にて役に立つかの啓蒙活動も行っております。世間一般に持たれがちな「体育会＝根性・ガッツがあり、営業向き」などの固定観念を取り除き、スポーツを通じて学んだ戦略的思考、目標設定・達成力、組織内へのモチベーションマネジメント、組織外との折衝力など様々な要素を、個々人の経験と照らし合わせながら、いかにそれらが社会で応用できるかを、人財本人に考えてもらっています。

最後に、大学や部室へ足繁く訪問することは、一見非効率のように思われますが、人財の確保において合理的だと当社は考えております。なぜなら、訪問活動の中では就職活動を行う3・4年生以外に、次期就職活動生である2年生以下や、頻繁に変わることのない顧問、監督、コーチなどといった指導者の方々との紐帯が強まるからです。これにより、人財紹介会社の大きな経営課題である「顧客企業はストックできるが、顧客人財は常に獲得し続けなければならない」という点の解決に貢献できます。

Step 2-2：転職者（既卒者）の集客（既卒者向け：人財紹介事業）

既卒者向け人財紹介事業においても、スポーツ人財の登録人数は注視している指標であります。既卒者向けの当社サービスサイト「スポナビキャリア」への新規登録者数は、平成30年12月期では、11,000人以上となり、前年比で増加しております。

既卒者の集客は、一つは新卒者向け事業で当社がかつて支援した学生が、次のキャリアプランを考える時期に、転職者として既卒者向けの当社サービスサイト「スポナビキャリア」に戻ってきていただくなどの属人的なつながりによる場合と、もう一つはインターネット広告・SNS広告などから全く新しいユーザーとして登録いただく場合があります。

前者については、新卒者向け事業で接点を持った人財が、数年後に転職を検討する際に当社へ相談していただいたり、そういったご友人を紹介いただいたりするものです。また、それ以外にも当社社員の大多数が元スポーツ人財である特長を活かし、社員が個人的に繋がりを持つ人財にも登録いただく場合があります。広告などによる集客活動と比較すると、母数こそ大きくないにしても、人財一人ひとりの当社へのロイヤリティが高いことが特長です。そのような転職希望者を社内で紹介してくれた社員に対してはインセンティブを付与するなどの方法でも、属人的な集客を促進しております。本手法は、当社の社員数増加に合わせて、登録する人財数が比例して増加しており、今後も当社の規模拡大に合わせて、本手法での人財登録数も増加する見込みであります。また、新卒者向け事業が「スポナビ」ブランドで平成25年に開始し、現状では主たる再登録者の年齢層は20代前半から後半ですが、今後「スポナビ」ブランドが長く存続することで、30代のミドル層から40代のマネジメント層まで再登録者が増えることを見込んでおります。また、そういった状況を見込んで、現在から求人企業側に対して、ミドル層の案件獲得にも注力しています。その他にも、業務外でスポーツに携わる社員が多いことから、その業務外活動を通じて人財を発掘する場合や、当社オフィスにてスポーツ観戦イベントなどを行いながら集客する方法もあります。

後者のインターネット広告・SNS広告についても当社ならではの強みがあります。当社がスポーツ人財に特化していることから、顧客求人企業もスポーツ業界（例：球団運営会社やスポーツメーカーなど）など、スポーツ人財が魅力を感じる企業、そして、スポーツ経験がある人財を中途採用で求めている企業が多くあり、その旨をインターネット広告・SNS広告にて語ることにより、スポーツ人財を集めやすくなっています。また、すでにウェブサイト「スポナビ」に登録いただいている方々の情報をSNSに反映し読み込ませると、類似した属性を持つ人に対してSNS広告の配信を行うことができ、効率的なスポーツ人財獲得への大きな強みになっています。

Step 3-1：イベント運営（新卒者向け：イベント事業）

イベントでは、事前準備として体育会学生への周知・予約促進と出展企業からの事前準備資料回収を、イベント当日は会場運営とともに体育会学生への積極的な声掛けによる各企業のブース着席の促進を、イベント後は企業へのフィードバックを行います。

なお、イベント終了後、企業からイベントに出展した旨の確認書をいただいた段階で、当社は企業よりイベント出展料を受領します。

Step 3-2：企業紹介～内定承諾（新卒者向け：人財紹介事業）

新卒者向けの紹介事業では、求人企業に対して、当社の就職アドバイザーが推薦する体育会学生を人事コンサルタント経由で紹介し、内定承諾・採用に繋がります。

特に当社の紹介する体育会学生の質並びに企業とのマッチング精度を担保するため、原則として企業紹介前には必ず当社の就職アドバイザーが体育会学生と対面での面談で行い、体育会学生本人の志向、就職アドバイザーが考える本人の適性などを把握し、紹介する企業を選定します。また、その後も選考開始時、選考途中、内定前後など複数回に渡って面談を行います。

企業においても、Step 1にて受領した「採用したい人財像」をもとに、希望する体育会学生の人数、性質や能力、企業の採用選考ステップなどを確認します。

体育会学生に企業を紹介した後、体育会学生と求人企業の間、当社の就職アドバイザーと人事コンサルタントが間を繋ぎ、採用選考のスケジュール調整だけでなく、人財へ面接対策などのアドバイスや入社志望度のヒアリングなどを、企業へは人財のアピールポイントを漏れなく伝えるフォローなどを提供いたします。

その後、体育会学生が内定を承諾し、企業より内定承諾確認書をいただいた段階で、当社は企業より成果報酬（採用コンサルティング料）を受領します。

Step 3 - 3 : 企業紹介～入社（既卒者向け：人財紹介事業）

既卒者向けの人財紹介事業のStep 3 の大まかな業務プロセスは、新卒者向けの人財紹介事業と類似しております。しかし、異なる点としては、スポーツ人財が求人企業に入社し、企業より入社確認メールをいただいた段階で、企業より成果報酬（人財紹介料）を受領します。

Step 4 : アフターフォロー（3事業共通）

当社の3事業全て、Step 3にて申込書・契約書のサービス提供役務は完了しております。しかし、当社はイベントを開催すること、人財を内定承諾させることが事業の目的ではなく、あくまでもスポーツ人財と求人企業のより良いマッチング、そしてスポーツ人財が入社した会社で活躍することが目的であります。そのため、当社の人事コンサルタントはイベント出展企業に対しては、イベントにて企業が接点を持ったスポーツ人財に対しての状況把握・報告並びに企業に対する興味付けを行うなど、人財の内定承諾並びに入社までを無償でアフターフォローいたします。また、新卒者向け・既卒者向けの人財紹介にて内定承諾した企業に対しては、内定承諾後の辞退防止のための人財フォローや入社後の勤務状況をスポーツ人財と企業の採用担当者両者へのヒアリングなどのアフターフォローをいたします。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社エスエフプラス	東京都新宿区	10,000	営業支援事業、人財紹介事業、採用アウトソーシング事業	100.0	当社から営業架電業務、管理業務を受託 当社従業員の出向及び 出向受入

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 特定子会社に該当していません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和元年9月30日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
新卒事業部門	126
中途事業部門	38
コールセンター事業部門	5
ICT開発部門	9
全社(共通)	22
合計	200

- (注) 1. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。
 2. 全社(共通)は、管理部門である管理本部と経営戦略本部及び事業企画室の従業員であります。
 3. 当社グループは、スポーツ人財採用支援事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。
 4. 最近日までの1年間において従業員数が45名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

令和元年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
195	28.0	2.3	4,401

事業部門の名称	従業員数(名)
新卒事業部門	126
中途事業部門	38
ICT開発部門	9
全社(共通)	22
合計	195

- (注) 1. 従業員数は、契約社員及び関係会社からの出向社員を含む就業人員数であります。
 2. 平均臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
 3. 全社(共通)は、管理部門である管理本部と経営戦略本部及び事業企画室の従業員であります。
 4. 当社グループは、スポーツ人財採用支援事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。
 5. 平均年間給与は、賞与を含んだ金額であります。
 6. 最近日までの1年間において従業員数が48名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営方針

a) 経営理念

当社グループは、「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時にスポーツが持つ可能性を様々なフィールドで発揮し、個人、法人、地域社会そして日本の発展に貢献すること」という経営理念を掲げております。経営理念の一節にある「スポーツの可能性を様々なフィールドで発揮し」を社名の由来としており、当社がスポーツ自体の価値や可能性を高め、競技以外の様々なフィールドで発揮されている状態を作ることを経営方針としております。

主力事業であるスポーツ人財（※1）に特化した就職・採用支援事業では、求職者がスポーツを通じて培った素養を、競技以外のビジネスというフィールドで輝けるよう、最適な企業と結びつけることに取り組んでおります。当社から紹介したスポーツ人財一人ひとりが入社後の企業で活躍することで、スポーツの価値が発揮された事例を作っていくことが出来ています。

また、スポーツ人財の活躍によって雇用する企業も活性化されることにより、経営理念の一節にある「個人、法人、地域社会そして日本の発展に貢献」していると当社グループは考えております。

※1. 現役体育会学生や過去にスポーツ・競技経験のある社会人経験者、引退したプロ・アマチュアアスリート

b) 行動指針

当社グループに所属する役職員の9割以上がスポーツ人財であり、一人ひとりがスポーツの価値を体現する存在です。スポーツに対する価値観を共有する役職員一同が、当社グループの掲げる下記10の行動指針に沿って業務に取り組むことで、組織規模・社員規模が拡大し続けても同じ方向を向いて邁進しながら各々が持つ価値を発揮し、当社グループの長期的かつ持続的な成長を支えていくと考えております。

① カスタマーファースト

常にお客様の立場で誠実且つスピードある行動をし、満足ではなく、感動するサービスを提供する。

② プロ意識

目的、目標を達成する強烈な意志を持ち、結果・成果で応えられるよう、弛まぬ努力を行う。

③ ブレイクスルー

思考を止めず、考え抜く。考え抜けば必ず道はできる。飛び越えられない壁はない。

④ チームワーク

ONE FOR ALL, ALL FOR ONEの精神を持つ。

⑤ 信頼

人を信用しなければ、人から信用されることはない。まずは信用することから始めよう。

⑥ 感謝の念・感情移入

常に感謝の気持ちを持ち、相手以上に相手のことを考え、行動する。

⑦ 人間力

人に目指される存在であり、人に影響を与える人財になる。

⑧ 主体性

人生は自分が主役。自分が誇れる生き方をしよう。

⑨ 自己研鑽

チャンスは常に自己を磨き続けている人しか選んでくれない。

⑩ 挑戦

人生は一度。自分の可能性を信じ、常に夢、目標に向かい、情熱を持ち挑戦し続ける。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、事業規模の拡大と効率的な企業運営を重視しております。そのため当社は①売上高、②売上高営業利益率の2指標を、重要な経営指標と位置づけております。

(3) 経営戦略

当社グループが今後更なる成長と発展を遂げるために、「(5) 会社の対処すべき課題」に記載された事項へ対応していくことが経営戦略上、重要であると認識しております。そのため、当社は求職者に対する強力なグリップと深い理解を今後も継続し強化していくため、優秀な従業員の採用と育成、自社サービスのサービス強化や認知度向上、組織管理体制の強化を行ってまいります。

(4) 経営環境

近年、人財サービス業界においては景気回復と若年層の労働力不足が相まって、新卒者採用・中途採用ともに企業の採用意欲が高止まりしていることからいわゆる売り手市場であり、採用支援市場は追い風状況となっております。

新卒採用について、少子化と言われるなかでも大学進学率の向上などから、過去5年ほど大学の卒業生は56万人前後で横ばい（出所：文部科学省）に推移しており、大学生のうちの約1割程度と言われる（私立大学連盟ならびに経済産業省による資料から、当社算出）体育会学生の数も比例して約5.5万人程度で横ばいと考えております。その一方で、大卒有効求人倍率は令和2年3月卒で1.83倍（出所：リクルートワークス研究所）と、前年の1.88倍より0.05ポイント低下したものの、依然高水準を維持しており、リーマン・ショックで求人倍率が大幅に低下した2010年卒以降で2番目の高さであります。

中途採用についても、終身雇用の崩壊や転職の一般化などによる雇用流動化を背景に、転職者の実数も年々増加し、平成30年には329万人（出所：総務省統計局）と、リーマン・ショック前以来のピークである346万人にむけて着実に回復しております。その一方で、有効求人倍率は平成21年から堅調に伸びており平成30年は1.61倍、最新公表の令和元年9月分においても、1.57倍（出所：厚生労働省）と高水準となっております。

また、当社が支援するスポーツ人財は、企業が採用選考時に重視する人財像と符号する要素が多いと考えており、東京オリンピック・パラリンピックをはじめ国際的なスポーツの大会が脚光を浴び、スポーツの価値が再認識される機会が増えているなかでは、今後も採用市場において高い価値を発揮し続けると考えております。

(5) 会社の対処すべき課題

a) 体育会学生の登録数確保

当社の新卒事業を継続及び拡大させていくためには、体育会学生を継続的に確保することが重要です。そのために当社は、①就職活動中の3～4年生だけでなく、同じ部活に所属する1～2年生にも同時にアプローチして将来の人財獲得への布石とすること、②当社が就職支援をしている体育会学生から同級生などを紹介してもらうこと、③未開拓エリアに新オフィスを出店して当社がカバーできる範囲を広げること、④マス広告・SNS広告、などの活動による認知度向上と新規人財確保に取り組んでおります。

b) 既卒のスポーツ人財の登録数確保

当社の中途事業を継続及び拡大させていくためには、既卒のスポーツ人財を継続的に確保することが重要です。そのために当社は、新卒採用向け人財ビジネスでつながりを持ったスポーツ人財に今度は転職者として再び登録いただく方法（※1）と、インターネット広告・SNS広告などの広告媒体からサイトへ登録いただく方法を行っております。前者については、①新卒事業の営業社員と連携を取った、以前接点を持っていた元体育会学生へSNS・電話・対面などでの現在の仕事状況の把握、②当社社員の業務外活動（社会人スポーツ団体など）を通じたスポーツ人財の発掘、③当社主催のスポーツ観戦などのイベントに参加してもらうこと、などを通じて登録を促します。インターネット・SNS広告については、スポーツ人財が興味を持つ求人企業の案件やスポーツ人財を求めている求人企業の案件を掲載することで、登録人数の強化に取り組んでおります。

※1. 現在の仕事状況を把握・確認し、すでに退職している方に登録いただいております。また、人財の心身の健康に悪影響があるなどのケースを除いて、当社から人財に対して退職・転職を促すことは行っておりません。

c) 当社並びに当社ブランド「スポナビ」の認知度向上

当社は、マスに向けた企業広告を打ち出しておらず、また、営業手法としてOne to Oneのアプローチを重視しているため、当社の認知度はまだ大手の同業他社と比較して高くありません。そこで、当社では、スポナビブランドの認知度向上に取り組んでおります。具体的には、①既存事業の売り上げ規模・オフィス出店エリアの拡大と、②オンライン・オフラインを通じた広報・広告に対する人的・金銭的リソースの投下が挙げられます。②の広報・広告は、コーポレートブログ上での記事の発信、SNS広告の最適化、ブランディング動画の作成、大学に往訪する事業部人員の拡充、官公庁の主導する各種スポーツ団体や制度への加盟や協力、大手スポーツ用品メーカーやプロアスリートと協働したCSR活動等と、それらの周知などを行っております。

d) 企画イベントにおける品質担保

当社は、顧客企業の需要拡大と社員の増加に合わせて、年々、イベント開催エリア（令和2年卒業の学生対象イベントでは、新たに大宮、浜松、堺・和歌山、小倉にてイベントを開催）とイベント開催回数（同年143回：前年比22回増）を増加させております。その一方で、イベントの品質担保・向上、具体的には①イベントに集客する学生数の担保と、②イベント運営オペレーションの改善が重要課題に挙げられます。

①について、イベントへの参加学生の少なさは、参加した顧客企業の満足度を引き下げます。そのため、年間140回超を開催する当社の各種イベントにおいて、参加学生の最大化は常に大きな課題です。現在は各イベント実施前の参加予約者に対する事前確認、集客力のある目玉企業選定や目玉枠数の最適化、クオカードなど参加インセンティブの付与、同様に就活に取り組む友人の紹介、などの複数の施策に取り組んでおります。

また、②について、イベント運営オペレーションの改善については、営業事務社員による事前準備の一括手配、運営マニュアル・運営チェックリストの作成、品質向上プロジェクトチームの発足・実施など、こちらも複数の施策に取り組んでおります。

e) 従業員の採用・定着

当社グループは、平成28年9月末から3年間で従業員数が連結で132名増えており、令和元年9月末時点での従業員数は200名となっております。しかし、スポナビ 20XX又は、スポナビ キャリアに登録いただいている人財数に対して、質の高いサービスを提供するためには、当社グループの従業員数が不足していると認識しております。当社は、スポーツ人財並びに企業との密な関係構築のために、営業社員一人当たりが担当する人財数・社数を極端に増加させることをしないことから、特にスポーツ人財採用支援事業の売上拡大のためには、従業員の人数確保が重要であると考えております。

そこで、①スポーツ人財採用支援事業で接点をもったスポーツ人財のうち、適性があると当社営業社員が感じた場合に当社グループへの入社を案内すること、②担当役員直下に自社採用のプロジェクトチームを発足し、自社採用の業務や評価基準を設計・策定しながら体系的に活動すること、など積極的な採用活動とともに、③出産休暇・育児休暇・有給休暇の取得促進、④残業・休日出勤申請の厳格化、⑤各種従業員表彰などの評価制度の充実、⑥社員旅行などその他福利厚生の実施などを実施し、定着への施策も取り組んでおります。

f) 従業員の育成

当社グループの事業継続及び拡大には、単に従業員数を追わず、一人ひとりが提供するサービスの質を担保する事が重要だと認識しております。従来は各役員が全従業員一人ひとりを細かく指導することにより、従業員の質を一定水準以上に保ってきました。しかし、従業員数の増加に伴い、これまでの方法のみで指導・育成することが難しくなっております。そこで、当社グループでは階級に合わせた研修・教育を実施しております。具体的には、Division（以下、Div.）長、Section（以下、Sec.）長などのマネージャーレベルの育成・研修（経営合宿、月次の管理職研修、予算策定・管理、新オフィスの立ち上げなど）、従業員レベルの育成・研修（入社研修、代表取締役による理念研修、中堅社員研修、新卒社員年間研修など）などが挙げられます。

g) 新規事業の創出による事業ポートフォリオの多様化

当社は経営理念の一節に掲げるとおり、スポーツの価値や可能性を様々なフィールドを発揮することを目的としており、また、収益源の多様化のためにも、既存事業であるスポーツ人財採用支援事業以外にも様々な新規事業を創出することを検討しております。そこで、当社はスポーツに関連する新規事業を創出するために、新規事業提案制度などを運用することにより、新たな事業の可能性を模索しております。また、社外からスポーツ領域の有識者や起業家などを集めたミートアップイベントを行い、約50名を集客するなど事業機会の創出に努めております。

h) 経営管理体制の強化

当社グループは、事業継続・拡大の基礎となる経営管理体制、コーポレート・ガバナンスをより強化し、事業・組織運営上の問題点の把握・集約、コンプライアンスの徹底、適切なディスクロージャーやIR活動に取り組むことが企業価値の向上に繋がるものと認識しております。そのために、当社グループでは①管理本部・経営戦略本部の人員を増強し、②各種規程を整備し、全役員・従業員向けに研修をすることで周知徹底することで、経営管理体制を強化しております。

i) 情報管理体制の強化

当社グループは、スポーツ人財採用支援事業を通じて、多数のスポーツ人財の個人情報並びに企業の採用情報を有しているため、情報管理が重要課題であると認識しております。当社グループにおいては、社内規程（情報管理規程・情報セキュリティ規程・個人情報保護管理規程など）の制定及び運用、定期的な社内教育の実施、ICT開発本部を中心としたセキュリティシステムの整備などを実施し、情報管理体制の維持及び強化を図ってまいります。

j) 基幹システムの強化

当社グループは、今後の事業規模拡大に向けて、取引案件及び人財情報の増加が見込まれるため、既存の基幹システムのうち、特に営業管理システムの整備・改良・適切な運用を行うことで、社内業務の効率化・省力化を図ってまいります。具体的には、①ICT開発本部並びに事業本部・管理本部との連携による改善箇所の洗い出しと改善、②営業管理システムへの新しい機能の拡充、③ICT開発本部の最新のIT技術の教育及び優秀な従業員確保に注力しております。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性がある全てのリスクを網羅することを保証するものではありません。

(1) スポーツ人財の確保について

当社の新卒事業並びに中途事業を継続及び拡大させていくために、スポーツ人財の確保、つまり、人財登録数は最重要項目の一つであります。そして、当社が人財の確保をするための母集団となるスポーツ人財の総数、求職者の総数そのものの減少は、そのまま当社の登録人財の減少に繋がります。出生率の低下、各大学の部員数の減少などによる廃部などにより母集団が大きく減少し、人財登録数が当社の計画とおりに進まない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 体育会学生の属人的なロイヤリティについて

特に新卒事業において、当社に登録する体育会学生は、当社従業員の出身大学・出身部活動のコネクションを活用したり、従業員の属人的な繋がりに依存する部分も大きいです。つまり、人財側の目線からは「スポナビ、スポーツフィールドに登録している」よりも、「当社社員の〇〇さんの就職支援を受けている」という意識を持っている人財も多数存在します。そのため、従業員の退職などの要因により、これらの人財や体育会の部活動との結びつき、つまり当社へのロイヤリティが薄まる可能性やスポナビ20XXへの登録人数が減る可能性があります。それによって、当社を経由して企業へ入社する人財数が減少し、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 他社データベースの利用について

特に中途事業において、求職者の募集は各種SNSなどの他社データベースを活用しております。データベース提供企業とは良好な関係を維持するとともに、複数のデータベース提供企業と連携して特定のデータベース提供企業に大きく依存し過ぎないように情報源を多元化しております。しかし、データベース提供企業の方針転換が行われ当社が利用できなくなった場合に、求職者の獲得ができず、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) スポーツ人財に対する価値の低下について

当社の事業は大前提として、部活動経験・スポーツ経験が社会人として必要なスキル・人格を身に付け、活かすことができると考えております。しかし、①即戦力人財を新卒者・既卒者ともに求める風潮が企業人事側に広がった場合に、特定の理系職などのより専門的な知識を有する人財などが重宝されて、相対的にスポーツ人財の価値が下がる可能性があること、②体育会のサークル活動化と言われる部活動の規律・モラルの低下による人財の質の低下が様々な部活で蔓延すること、又はそのような認識が社会に広がること、の2点が今後起こった場合に、当社の事業及び当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 従業員の確保・育成について

当社の新卒者向け人財紹介事業・既卒者向け人財紹介事業は、求職人財との密な関係を構築して、ミスマッチの少ない紹介を行うことを強みとしています。そのため、業務システムの改善などにより業務効率を上げる取り組みは行っておりますが、従業員一人が担当できる人財数には限りがあり、そのため、従業員一人当たり生産高を高めるにも限界があります。今後、採用市場の動向によって、人財の確保・育成が計画とおりに進まない場合や、既存人財の社外流出などが生じた場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 代表取締役への依存について

代表取締役である篠崎克志は、経営方針及び事業戦略全般の策定などを行っており、多方面において重要な役割を果たしております。当社グループは、代表取締役に過度に依存しない経営体質の構築のため、積極的な権限委譲を進めておりますが、本人への事故など何らかの理由により代表取締役に不測の事態が生じた場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 業績の季節変動について

当社が提供する新卒者向け・既卒者向けの就職支援サービスは、求人企業と求職中のスポーツ人財をマッチングさせるサービスの提供であります。そのため、当社の業績は顧客企業における採用活動時期・スポーツ人財の就職活動時期・経済団体連合会から発表される「採用選考に関する指針」などの影響を受け、変動する可能性があります。なお、現在は顧客企業の多くが12月から翌年8月にかけて、特に新卒者向けの採用活動・選考活動を行うことから、当社の売上高もそれらの期間と重なる第1四半期から第3四半期に偏る傾向があります。そのため、採用選考の流れに大きな変化がある場合、当社の四半期売上に影響を及ぼす可能性がありますが、通年の売上への影響は僅少なものと考えております。

なお、第9期事業年度における四半期別の売上高及び営業利益又は営業損失は、次のとおりです。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
売上高(千円)	423,346	411,108	414,901	257,520	1,506,875
営業利益(千円)又は 営業損失(△千円)	106,233	65,250	81,342	△124,224	128,601

(注) 各四半期会計期間の数値は、会計監査人によるレビューを受けておりません。

(8) 景気変動について

当社の事業は企業の採用計画に大きく左右されます。そのため、景気が想定を超えて変動し、企業の採用意欲が著しく低下した場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 新規参入と競合について

当社の主要事業が属している人材サービス業界については、すでに上場している会社を含めて競合他社が多数存在しております。人材サービス業界は参入障壁が比較的低い業界であるため、今後、新規参入企業の増加などにより競争がさらに激化した場合、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 採用手法の多様化・技術革新について

新卒採用、中途採用において、当社も様々なサービスを創出し、採用市場における様々なニーズに応えようとしております。しかし、リファーマル採用や人工知能を用いた採用など企業の採用手法が多様化・普及した場合に、当社の既存サービスである3事業が代替される可能性があり、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 求職者の内定承諾辞退・自己都合退職について

新卒者向け：人財紹介事業の場合は学生の自己都合による内定承諾辞退で、既卒者向け：人財紹介事業の場合は、求職者の自己都合による入社後早期退職で、紹介手数料の全額又は一部を返金する旨を申込書又は契約書上で記載しております。雇用状況の変化などにより、自己都合による内定承諾辞退並びに早期退職者が急増する場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) イベント出展料・紹介手数料について

イベント事業におけるイベント出展料、並びに、人財紹介事業における紹介手数料は、求人先企業と、契約書又は申込書により手数料・率、及びキャンセル・返金の取り決めを行っております。イベント事業又は人財紹介事業における企業間競争の激化により、手数料・率、及びキャンセル・返金の取り決めに関して大きな変更があった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は原則として地域による料金設定をしておらず全国横並びのため、特に、賃金・物価水準が相対的に安価な地域における、求人先企業からの料金引き下げ要請や同業他社への切り替えが起こる可能性があります。

(13) 販売代理店について

当社は、イベント事業の顧客の獲得、それに付随する業務の全部又は一部について、販売代理店に委託しており、イベント事業の売上高全体に占める販売代理店の割合は、平成30年12月期では0.8%となっております。イベント事業における販売代理店の影響は大きくありませんが、販売代理店において法令などに違反する行為があった場合、当社が監督官庁から警告・指導を受けるなど監督責任を追及される可能性があります。その他の要因を含めて、販売代理店の信頼性やイメージの低迷に伴い当社グループの信頼性や企業イメージが低下し、事業展開や顧客獲得・維持が困難になり、その結果、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) セキュリティについて

当社グループが運営している「スポナビ20XX」「スポナビキャリア」などの各種メディアにおいては、当社グループのサーバーに求人企業情報並びに人財情報ははじめとする様々な情報が蓄積されているため、これらの情報の保護は極めて重要になります。そのため、当社グループではこれらの情報の消失や外部への漏洩・流出を防ぐため、従業員ごとのID付与と役職ごとの権限設定、ファイアウォール、データ自体の暗号化などにより不正アクセスの防止を行うとともに、定期的なバックアップの実施によるデータ消去のリスクを減少させております。しかしながら、不測の事態によって情報の消失や外部への漏洩事故が発生した場合、当社グループの信用が失墜し、企業イメージが低下することにより、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) コンプライアンス・内部管理体制について

当社グループは、平成22年1月に設立し、未だ社歴が浅く成長途上にあり、今後の事業展開や成長を支えるためにもコンプライアンス・内部管理体制のより一層の充実を継続して図っていく予定であります。

今後、事業規模・組織規模の拡大に合わせて、コンプライアンス・内部管理体制も充実・強化させていく方針ではありますが、事業の拡大及び人員の増加に適時適切に組織的な対応ができなかった場合、事業展開に影響が出るなどして、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 法的規制・制度動向について

当社グループの人財紹介事業は、職業安定法に基づく有料職業紹介事業者として厚生労働大臣の「有料職業紹介事業許可（許可番号：13-ユ-306448）」を受けております。許可の有効期間は5年（平成29年4月1日～令和4年3月31日）であり、適宜更新を行う方針であります。

職業安定法は、職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を果たすべき役割に鑑み、その適正な運営を確保するために紹介事業を規制しており、厚生労働大臣は、当社グループが有料職業紹介事業者としての欠落事由（職業安定法第32条）、もしくは当該許可の取消事由（職業安定法第32条の9）に該当した場合には、許可の取消や業務の全部または一部の停止を命じることが出来る旨を定めております。

本書提出日現在において、当社グループにおいて職業安定法に定めるこれら欠落事由または取消事由に抵触する事項は生じておりません。しかしながら、今後において何らかの理由により当社グループが当該法令に抵触する事態が生じた場合、営業停止または許可取消等により事業活動に支障をきたすとともに、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 個人情報について

当社は新卒事業、中途事業を行っているため、多数の人財の個人情報並びに顧客企業の求人情報などの顧客機密情報を有しております。また、その個人情報及び個人情報にかかわる全ての情報を当社の最重要資産と認識しており、個人情報保護規程を整備・運用し、当社の代表取締役が指名した個人情報保護責任者とともに、各Div.ごとに指名された個人情報保護担当者により従業員のモラル向上、ICT開発本部長と連携を取り情報システム面でのセキュリティ対策にも講じております。

上記対策にも関わらず、個人情報などの機密情報の外部流出が発生した場合、当社グループの社会的信用の失墜などにより、当社グループの経営成績や財務状況のみならず、最悪の場合、事業存続にも影響を及ぼす可能性があります。

(18) 資金の流動性について

当社グループは、営業取引及び投融资活動において、金融機関からの借入など資本市場からの資金調達を行っております。資金調達にあたっては、資金需要見通しに基づき、手元流動性の確保に努めておりますが、国内外の金融市場の混乱や金融規制の変更、当社グループへの信用格付の引き下げ又は金融機関の融資方針の変更など調達環境に大きな変化が生じた場合には、資金調達の制約や調達コストの増加などにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 自然災害・事故について

当社グループの全国11箇所にある事業拠点、なかでも管理本部などの本社機能を有する本社オフィス（東京都新宿区）、そしてサーバーなどの設備並びにICT開発本部を有する大阪オフィス（大阪府大阪市北区）が所在する地域で、大地震、台風などの自然災害及び事故、火災などにより、業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限などの不測の事態が発生した場合、当社グループの事業活動に支障をきたす可能性があることから、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、取締役及び従業員に対して、業績向上に対する意欲を高めることを目的としたストックオプション（新株予約権）を発行しております。ストックオプションが権利行使された場合には、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は65,280株であり、発行済株式総数816,000株の8.0%にあたります。

(21) 資金使途について

当社グループが予定している公募増資による調達資金については、人員拡大に伴うオフィス拡大のための設備投資資金、事業拡大のための採用資金、新卒者向け人材紹介事業及び既卒者向け人材紹介事業における求職者確保のための広告宣伝費及び財務体制及び経営基盤安定化のための金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。しかしながら、当初の計画に沿って調達資金を使用した場合でも、想定した投資効果が得られない可能性があります。

(22) 配当政策について

当社は設立以来配当を実施しておらず、主には高い成長性を維持するために、利益の再投資を行ってまいりました。株主への利益還元を行うことが経営上の重要な課題の一つであると認識しておりますが、当面は財務基盤の強化を目的として、内部留保の充実を優先したいと考えております。将来については配当の実施やその他の株主還元策を実施することも検討いたしますが、現時点においてはそれらの具体的な実施の可能性や時期については未定であります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第9期連結会計年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

（資産）

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ316,416千円増加し、735,377千円（前期比75.5%増）となりました。

このうち流動資産は、前連結会計年度末より241,842千円増加し、540,352千円となりました。主な内訳としては、長期借入に伴う現金及び預金の増加199,435千円の他、主に業容拡大に伴う売掛金24,562千円の増加、返金引当金の計上等に起因した繰延税金資産4,279千円の増加などによるものであります。

また固定資産は、前連結会計年度末より74,575千円増加し、195,025千円となりました。主な内訳としては、本社オフィスの増床、大阪オフィス、札幌オフィス及び仙台オフィスの移転に伴う有形固定資産48,127千円の増加によるものであります。

（負債）

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ243,606千円増加し、当連結会計年度末は603,171千円（同67.8%増）となりました。

このうち流動負債は、前連結会計年度末より39,396千円増加し、331,199千円となりました。主な内訳としては、未払金の増加20,477千円、賞与引当金の増加7,908千円、返金引当金の増加10,778千円によるものであります。

また固定負債は、前連結会計年度末より204,211千円増加し、271,972千円となりました。主な内訳としては、長期借入金の増加195,017千円によるものであります。

（純資産）

純資産につきましては、前連結会計年度末より72,809千円増加し、当連結会計年度末は132,205千円（同122.6%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益72,809千円の計上によるものであります。

第10期第3四半期連結累計期間（自 平成31年1月1日 至 令和元年9月30日）

（資産）

当第3四半期連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ360,672千円増加し、1,096,049千円（前期比49.0%増）となりました。

このうち流動資産は、前連結会計年度末より314,229千円増加し、854,581千円となりました。主な内訳としては、当期利益の留保に伴う現預金の増加310,456千円によるものであります。

また固定資産は、前連結会計年度末より46,442千円増加し、241,467千円となりました。主な内訳としては、繰延税金資産の増加42,424千円によるものであります。

（負債）

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ147,216千円増加し、750,387千円（同24.4%増）となりました。

このうち流動負債は、前連結会計年度末より133,703千円増加し、464,903千円となりました。主な内訳としては、未払税金等の増加90,340千円によるものであります。

また固定負債は、前連結会計年度末より13,512千円増加し、285,484千円となりました。長期借入金の増加8,257千円などのほか各科目に大きな増減なく推移しております。

(純資産)

純資産につきましては、前連結会計年度末より213,455千円増加し、345,661千円(同161.5%増)となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益213,455千円の計上によるものでありますが、当社グループにおいては事業の季節性により第4四半期に例年どおり赤字を見込んでおり、当第3四半期連結会計年度末時点の純資産を減少させる見通しであります。

② 経営成績の状況

第9期連結会計年度(自平成30年1月1日至平成30年12月31日)

(売上高)

当連結会計年度(自平成30年1月1日至平成30年12月31日)の売上高は、前連結会計年度に比して409,643千円増加し1,516,370千円(前期比37.0%増)となりました。

厚生労働省が発表する有効求人倍率の上昇にも表れるように、市場全体として求人需要に対して人財が不足する状況の中、当社の主力事業となる体育会学生の就職支援サービスは、安定した求職者の確保が奏功し、順調に業績を伸ばしております。

主な要因は、企業の旺盛な採用需要を受けて、新卒者向けイベント事業においてイベント開催数、企業ブース数、平均単価がいずれも増加したこと、新卒者向け人財紹介事業における成約数が増加したことが挙げられます。また、既卒者向け人財紹介において、WEB経由及び社員紹介による登録求職者が増加したこと、採用活動により当社の営業人員が増加したことで、企業紹介案件数も増加したことが主な要因であります。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、前連結会計年度に比べて14,477千円増加し、70,482千円(前期比25.8%増)となりました。これは、新卒者向けイベント事業の成長に比例する形で、会場費、会場設営に係る外注費が増加ことによるものであります。この結果、売上総利益は前連結会計年度に比べて395,166千円増加し、1,445,888千円(同37.6%増)となりました。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べて338,156千円増加し、1,321,684千円(前期比34.4%増)となりました。これは、事業の成長に比例する形で人員が増加したことに伴う人件費の増加や、WEB広告における広告宣伝費の増加などによるものであります。この結果、営業利益は前連結会計年度に比べて57,009千円増加し、124,203千円(同84.8%増)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

営業外収益は、前連結会計年度に比べて4,917千円増加し、5,268千円(前期比1,405.1%増)となった一方で、大阪オフィスの移転に伴う固定資産除却損8,489千円等を計上したことから営業外費用は8,181千円増加し、15,555千円となりました。この結果、経常利益は前連結会計年度に比べて53,745千円増加し、113,916千円(同89.3%増)となりました。

(特別利益、特別損失、税金等調整前当期純利益)

当連結会計年度における特別損益は計上しておりません。

(法人税等、親会社株主に帰属する当期純利益)

法人税等合計は前連結会計年度に比べ21,966千円増加し、41,107千円となりました。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に比べ31,778千円増加し、72,809千円(同77.5%増)となりました。

なお、当社グループは、スポーツ人財採用支援事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

第10期第3四半期連結累計期間（自 平成31年1月1日 至 令和元年9月30日）

（売上高）

当第3四半期連結累計期間における売上高は1,587,152千円（前年同期比26.5%増）となりました。

当社グループの主たるサービスである、新卒者向けイベント、新卒者向け人財紹介、既卒者向け人財紹介の3つについては以下のとおりであります。

新卒者向けイベント事業においては、主力商品である「スポナビ合同就職セミナー」を中心としたイベントの開催数、企業ブース数、平均単価がいずれも増加した結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は697,895千円となりました。

新卒者向け人財紹介事業においては、当社グループの営業人員数の増加により求人企業への人財紹介数が増加したことなどにより成約数も増加した結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は428,225千円となりました。

既卒者向け人財紹介事業においては、採用活動および社員教育の強化により当社の営業人員が増加の上で生産性が向上したほか企業紹介案件数も増加した結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は426,027千円となりました。

（売上原価、売上総利益）

売上原価は68,612千円（同12.0%増）となりました。これは、新卒者向けイベント事業の成長に比例する形で、会場費、会場設営に係る外注費が増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は1,518,540千円（同27.2%増）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

販売費及び一般管理費は1,187,194千円（同25.6%増）となりました。これは、主に積極的な採用活動による人員増加に伴い人件費が783,317千円（同24.3%増）となったことのほか、WEB広告を強化したことにより広告宣伝費が124,050千円（同35.4%増）、オフィス移転に伴い地代家賃が80,963千円（同36.3%増）となったことによるものであります。この結果、営業利益は331,345千円（同33.3%増）となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常利益）

営業外収益は1,234千円（同74.4%減）となりました。前年までは営業外収益に計上していた返金引当金戻入の計上を売上項目へと変更したことによるものです。

営業外費用は2,545千円（同29.1%減）となりました。主に借入利率の低下やキャッシュフローの効率化などによる支払利息の減少によるものです。この結果、経常利益は330,033千円（同36.3%増）となりました。

（特別利益、特別損失、親会社株主に帰属する税金等調整前四半期純利益）

当第3四半期累計期間における特別損益は計上しておりません。この結果、親会社株主に帰属する税金等調整前四半期純利益は330,033千円となりました。

（法人税等、親会社株主に帰属する四半期純利益）

売上増加による課税所得の増加に伴い法人税等合計は116,577千円（同22.8%増）となっており、親会社株主に帰属する四半期純利益は213,456千円となりました。

なお、当社グループは、スポーツ人財採用支援事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

③ キャッシュ・フローの状況

第9期連結会計年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）につきましては、前連結会計年度末に比べ199,434千円増加し、363,227千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、営業活動により資金は82,994千円の増加となりました。これは主に、売上増加に伴う税金等調整前当期純利益113,916千円の計上などにより資金が増加した一方、事業の成長に伴う売上債権の増加24,562千円、法人税等の支払額45,291千円などにより資金が減少したことによるものです。

なお、前連結会計年度との比較では、営業活動によるキャッシュ・フローは、108,208千円から82,994千円へととなりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、投資活動により資金は75,085千円の減少となりました。これは主に、本社オフィスの拡張、大阪オフィス、仙台オフィス、札幌オフィスの移転に伴う、有形固定資産取得による支出47,907千円と、敷金・保証金の差入による支出34,176千円などによるものです。

なお、前連結会計年度との比較では、投資活動によるキャッシュ・フローは、33,962千円の支出から75,085千円の支出へととなりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において、財務活動により資金は191,526千円の増加となりました。これは主に、長期借入金の実行340,000千円によるものであります。

なお、前連結会計年度との比較では、財務活動によるキャッシュ・フローは、82,366千円の支出から、191,526千円の収入へととなりました。

④ 生産、受注及び販売の実績

当社グループは、受注生産形態をとる事業を行っていないため、生産規模及び受注規模を金額及び数量で示す記載をしておりません。

事業別の販売実績については次のとおりであります。

区分	第9期連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)		第10期第3四半期累計期間 (自 平成31年1月1日 至 令和元年9月30日)
	販売高 (千円)	前期比 (%)	販売高 (千円)
新卒者向けイベント売上高	691,442	+40.1%	697,895
新卒者向け人財紹介売上高	387,335	+25.2%	428,225
既卒者向け人財紹介売上高	402,289	+52.2%	426,027
その他売上高	35,304	△10.8%	35,005
合計	1,516,370	+37.0%	1,587,153

(注) 1 上記の金額には返金引当金繰入、売上戻り高を含んでおります。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4 当社グループはスポーツ人財採用支援事業の単一セグメントであるため、セグメントごと記載はしていません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

① 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりましては、経営者による会計方針の採用、資産・負債及び収益・費用の計上に影響を及ぼす見積もり及び予測を必要としております。経営者は過去の実績値や状況を踏まえ、合理的と判断される前提に基づき、見積もり及び予測を行っておりますが、見積もり及び予測には不確実性が伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

当社グループの財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等」に記載しております。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第9期連結会計年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

当連結会計年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）における我が国経済は、人財サービス業界においては景気回復と若年層の労働力不足が相まって、新卒者採用・中途採用ともに企業の採用意欲が高止まりしていることからいわゆる売り手市場であり、採用支援市場は追い風状況となっております。

このような状況の下、企業の旺盛な採用需要を受けて、新卒企画事業における新卒イベント企画の開催数、企業ブース数、平均単価はいずれも増加しました。また、新卒紹介事業においても積極的な営業活動により求人企業数が増加し、社員教育の強化などによりマッチング精度が向上し、成約数が増加しました。中途事業領域においても、WEB経由及び社員紹介の強化により登録求職者が増加したことのほか、採用活動により当社の営業人員が増加したことと求人企業数も増加しております。

また、当社は売上高及び売上高営業利益率を重要な経営指標の一つとしておりますが、当連結会計年度においてはそれぞれ1,516,370千円（前期比37.0%増）、8.2%（前期2.1ポイント増）とそれぞれ増加、上昇しております。

これらの結果、売上総利益は1,445,888千円（前期比37.6%増）、営業利益は124,203千円（同84.8%増）、経常利益は113,916千円（同89.3%増）、当期純利益は72,809千円（同77.4%増）となりました。

なお、当社グループはスポーツ人財採用支援事業の単一セグメントであるため、セグメントごと記載はしていません。

第10期第3四半期連結累計期間（自 平成31年1月1日 至 令和元年9月30日）

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、人財サービス業界においては前年度同様に引き続き売り手市場が続いており、新卒採用・中途採用ともに有効求人倍率などの各種指標は前年度から高止まりしております。

このような追い風状況の下、当第3四半期連結累計期間において当社は、従業員の採用や事業展開エリアの拡大など会社規模の拡大を進めることで、新卒事業・既卒事業ともに登録人財や顧客企業との接地面積を増やし、提供価値を強化いたしました。それにより、新卒者向けイベント事業での開催数、企業ブース数、平均単価、新卒者向け紹介事業・既卒者向け紹介事業での成約件数、平均単価はいずれも増加しております。

また、当社は売上高及び売上高営業利益率を重要な経営指標の一つとしておりますが、当第3四半期連結累計期間においてはそれぞれ1,587,153千円（前年同期26.5%増）、20.9%（同1.1ポイント増）とそれぞれ増加、上昇しております。

これらの結果、売上総利益は1,518,540千円（前年同期27.2%増）、営業利益は331,345千円（同33.3%増）、経常利益は330,033千円（同36.3%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は213,456千円（同45.0%増）となりました。

なお、当社グループはスポーツ人財採用支援事業の単一セグメントであるため、セグメントごと記載はしていません。

③ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金需要の主なもの、採用費及び人件費、求職者リストの獲得を目的とした広告宣伝費に加え、拠点開設に係る有形固定資産及び敷金等への投資等があります。これらの資金需要に対して安定的な資金供給を行

うための財源については、短期の運転資金については自己資金や金融機関からの短期貸越枠にて充足し、長期の設備投資等については金融機関からの長期借入金、新株発行による調達資金により充当いたします。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、スポーツ人財採用支援事業を展開にするにあたり、組織体制の強化及び質の高いスポーツ人財採用支援サービスを提供することで、各地域における大学をはじめとした教育機関との良好な関係を構築・連携を図っていく方針ではありますが、必要とする従業員の採用及び十分な人数の確保ができない場合又は十分な研修等を実施できない場合は、当社グループの経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があると考えております。

また、従業員の人為的なミス又は不測の事態の発生等による訴訟が生じた場合、個人情報の流出等により当社の信用が著しく低下した場合に、経営成績に重要な影響を与えると考えております。

この対応策として、従業員の積極的な採用を行い、研修等を通じて、経営理念及び行動指針を浸透させるとともに、質の高いスポーツ人財採用支援サービスを提供するよう従業員に対する指導、教育体制の充実を図っております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第9期連結会計年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

当連結会計年度における設備投資の総額は、51,303千円であります。

主な投資として、提出会社において、事業拡大に伴う本社オフィスの増床、仙台オフィス、札幌オフィス及び大阪オフィスの移転を行い、それらに付随する敷金の差入と有形固定資産を取得しました。

当連結会計年度において重要な設備の除却として、大阪オフィスの移転に伴う固定資産に伴う除却損失として、8,489千円を営業外費用に計上しております。

なお、当社グループはスポーツ人財採用支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第10期第3四半期連結累計期間（自 平成31年1月1日 至 令和元年9月30日）

当第3四半期連累計期間における設備投資の総額は、5,862千円であります。

主な投資として、提出会社において、オフィス機器の新規購入及び福岡オフィスの契約更新、新規拠点の開設に伴う、敷金の差入れによるものであります。また、当第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループはスポーツ人財採用支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成30年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物附属設備	工具、器具及 び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都新宿区)	本社	19,354	3,299	137	22,790	49
大阪オフィス (大阪府大阪市北区)	営業所	20,280	5,383	—	25,663	28
九州オフィス (福岡県福岡市中央区)	営業所	7,180	140	—	7,320	27

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 当社グループはスポーツ人財採用支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 九州オフィスの従業員数は、子会社の従業員5名を含んでおります。
5. 当社の各オフィスは連結会社以外から賃借しており、その総額の年間賃貸料は84,460千円であります。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】（令和元年9月30日現在）

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
横浜オフィス (神奈川県横浜市)	営業所	16,000	—	自己資金 及び増資 資金	令和2年3月	令和2年5月	(注) 2	
九州オフィス (福岡県福岡市)	営業所	16,000	—	自己資金 及び増資 資金	令和2年3月	令和2年5月	(注) 2	

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2 完成後の増加能力については、計数的把握が困難なため、記載を省略しております
 3 当社グループはスポーツ人材採用支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,264,000
計	3,264,000

(注) 令和元年9月18日開催の取締役会決議により、令和元年10月4日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は3,182,400株増加し、3,264,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	816,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容として何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	816,000	—	—

(注) 1. 令和元年9月18日開催の取締役会決議により、令和元年10月4日付で1株を40株に株式分割いたしました。これにより発行済株式数は795,600株増加し、816,000株となっております。

2. 令和元年9月18日開催の取締役会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。
当該制度の内容は、次のとおりであります。

a. 第1回新株予約権（平成27年12月25日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年12月25日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員12名、顧問1名と財務コンサルタント1名の合計14名
新株予約権の数 ※	800個(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式 800株 [32,000株] (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額 ※	700円 [18円] (注) 2、5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	-
新株予約権の行使期間 ※	平成30年1月1日～ 令和7年12月30日
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権者は、新株予約権を譲渡、質入その他処分することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※最近事業年度の末日（2018年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日現在における内容から変更ありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、上記に定める「新株予約権の行使期間」の初日到来前に死亡した場合、及び初日到来後に死亡した場合のいずれにおいても、新株予約権者の相続人による新株予約権の権利行使は一切認められない。

4. 会社が組織再編行為をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらず、かつ当会社により取得されていない本新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準として、組織再編行為の条件等を勘案の上で、合理的に決定される数とする。

- (ii) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (iii) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上で、合理的に決定される数とする。
 - (iv) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記に定める行使価額を基準として、組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される価額とする。
 - (v) 交付される新株予約権の行使期間
上記に定める「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める権利行使期間の末日とする。
 - (vi) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に定めるところと同様とする。
 - (vii) 交付する新株予約権の行使の条件（行使価額及び行使期間を除く。）
上記に定めるところと同様とする。
 - (viii) 再編対象会社が交付する新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
上記に定めるところと同様とする。
 - (ix) 交付する新株予約権の譲渡等の禁止
新株予約権者は、交付する新株予約権を、譲渡、質入その他処分することはできない。
5. 令和元年10月4日付で株式1株につき40株の分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内訳及び数」、「新株予約権行使時の払込金額」が調整されております。

b. 第2回新株予約権（平成29年12月15日取締役会決議）

決議年月日	平成29年12月15日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員1名と当社従業員61名の合計62名
新株予約権の数 ※	832個(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式 832株 [33,280株] (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額 ※	2,618円 [66円] (注) 2、5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	-
新株予約権の行使期間 ※	令和2年1月1日～ 令和9年9月13日
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権者は、新株予約権を譲渡、質入その他処分することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※最近事業年度の末日（2018年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日現在における内容から変更ありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、上記に定める「新株予約権の行使期間」の初日到来前に死亡した場合、及び初日到来後に死亡した場合のいずれにおいても、新株予約権者の相続人による新株予約権の権利行使は一切認められない。
新株予約権者のうち、新株予約権の発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権の行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了等の正当な理由による退任又は正当な理由により退職する者で、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。
新株予約権者のうち、新株予約権の発行時において継続的な業務委託契約、顧問契約その他の契約を締結する等、当社の事業への協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で締結された契約等、当社の事業への協力関係が継続していることを要する。但し、正当な理由により当社との間で締結された契約等が終了した者で、当社が取締役会において、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。
権利行使期間のいずれにおいても、甲の株式がいずれかの証券取引所に上場され取引が開始された日まで、本新株予約権の行使をすることができない。
4. 会社が組織再編行為をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらず、かつ当会社により取得されていない本新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
 - (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準として、組織再編行為の条件等を勘案の上で、合理的に決定される数とする。
 - (ii) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (iii) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上で、合理的に決定される数とする。
 - (iv) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記に定める行使価額を基準として、組織再編行為の条件等を勘案の上で、合理的に決定される価額とする。
 - (v) 交付される新株予約権の行使期間
上記に定める「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める権利行使期間の末日とする。
 - (vi) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に定めるところと同様とする。
 - (vii) 交付する新株予約権の行使の条件（行使価額及び行使期間を除く。）
上記に定めるところと同様とする。
 - (viii) 再編対象会社が交付する新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
上記に定めるところと同様とする。
 - (ix) 交付する新株予約権の譲渡等の禁止
新株予約権者は、交付する新株予約権を、譲渡、質入その他処分することはできない。
5. 令和元年10月4日付で株式1株につき40株の分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内訳及び数」、「新株予約権行使時の払込金額」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年1月6日 (注) 1	普通株式 180	普通株式 200	9,000	10,000	—	—
平成27年12月31日 (注) 2	普通株式 19,800	普通株式 20,000	—	10,000	—	—
平成28年2月17日 (注) 3	A種類株式 400	普通株式 20,000 A種類株式 400	300	10,300	—	—
平成30年3月16日 (注) 4	普通株式 400	普通株式 20,400 A種類株式 400	—	10,300	—	—
平成30年3月31日 (注) 4	A種類株式 △400	普通株式 20,400	—	10,300	—	—
令和元年10月4日 (注) 5	普通株式 795,600	普通株式 816,000	—	10,300	—	—

- (注) 1. 有償第三者割当増資（普通株式）
割当先 篠崎克志60株、加地正40株、森本翔太40株、伊地知和義40株
発行価格 50,000円
資本組入額 50,000円
2. 株式分割（1：100）によるものであります。
3. 有償第三者割当増資（A種類株式）
割当先 篠崎克志400株
発行価格 750円
資本組入額 750円
4. A種類株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、平成30年3月16日付で全てのA種類株式を自己株式として取得し、対価としてA種類株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種類株式については、株主価値の向上を図るため平成30年3月16日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月31日付で会社法第178条に基づき消却しました。その結果、発行済株式総数は20,400株となっております。
5. 令和元年10月3日最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、分割比率1：40として分割致しました。

(4) 【所有者別状況】

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	—	—	5	5	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	8,160	8,160	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100.00	100.00	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和元年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 816,000	8,160	完全議決権株式であり、権利内容として何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	816,000	—	—
総株主の議決権	—	8,160	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第4号によるA種株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額
最近連結事業年度における取得自己株式 (平成30年1月1日～平成30年12月31日)	A種類株式 400	—
最近期間における取得自己株式	—	—

(注) A種類株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、平成30年3月16日付で全てのA種類株式を自己株式として取得し、対価としてA種類株式1株につき普通株式1株を交付しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	A種類株式 400	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 平成30年3月16日開催の取締役会決議により、同日付でA種類株式の全てを消却しております。

3 【配当政策】

当社は設立以来配当を実施しておらず、主には高い成長性を維持するために、利益の再投資を行ってまいりました。株主への利益還元を行うことが経営上の重要な課題の一つであると認識しておりますが、当面は財務基盤の強化を目的として、内部留保の充実を優先したいと考えております。将来については配当の実施やその他の株主還元策を実施することも検討いたしますが、現時点においてはそれらの具体的な実施の可能性や時期については未定です。

内部留保資金の用途につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現するための資金として、有効に活用していく所存です。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、決定機関は株主総会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性10名 女性0名(役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	—	篠崎 克志	昭和57年7月13日	平成17年4月 株式会社リンク・ワン入社 平成18年7月 株式会社ガーディアンシップ入社 平成19年7月 株式会社ガーディアンウィル(現:㈱スポーツリンク)入社 平成21年4月 株式会社スポーツリンク 取締役 株式会社スポーツリンク 埼玉(現:㈱スポーツフィールド)代表取締役(現任) 平成22年1月 株式会社エスエフプラス 代表取締役会長 平成28年5月	(注)3	312,000
取締役副社長	体育会事業本部長及び九州Div.長	伊地知 和義	昭和58年10月2日	平成18年4月 株式会社ウィル(現:㈱スポーツリンク)入社 平成21年10月 株式会社スポーツリンク九州 代表取締役 平成26年1月 当社入社 取締役副社長(現任) 平成26年1月 株式会社エスケイ 取締役 株式会社エスエフプラス 取締役社長 平成28年5月	(注)3	160,000
専務取締役	管理本部長及び人事Div.長	加地 正	昭和41年12月8日	平成2年4月 株式会社ビジネスコンサルタント入社 平成5年7月 株式会社技術綜研(現:㈱Jパワービジネスサービス)入社 平成11年4月 電発産業株式会社(現:㈱Jパワービジネスサービス)入社 平成13年2月 株式会社日本エル・シー・エー入社 平成13年7月 株式会社リンク・ワン 出向 平成16年6月 株式会社リンク・ワン 入社 平成18年10月 株式会社ヒューマンワーク 代表取締役 平成19年5月 株式会社経営支援 執行役員 平成26年1月 当社入社 専務取締役(現任)	(注)3	160,000
専務取締役	ICT開発本部長	森本 翔太	昭和56年10月26日	平成17年4月 株式会社リンク・ワン入社 平成18年7月 株式会社ガーディアンシップ入社 平成19年7月 株式会社ガーディアンウィル(現:㈱スポーツリンク)入社 株式会社スポーツリンク 関西 代表取締役 平成21年6月 当社入社 常務取締役 平成26年1月 当社専務取締役(現任) 平成30年4月	(注)3	160,000
取締役CFO	経営戦略本部長及び経営企画Div.長、コーポレートコミュニケーションDiv.長	永井 淳平	昭和62年7月14日	平成22年4月 株式会社三井住友銀行入行 Kurt Salmon US Inc, Japan Branch(現Accenture Strategy)入社 平成26年7月 株式会社オスカー共同創業 取締役 Chief Strategy Officer 平成27年8月 当社入社 執行役員 CFO 平成29年1月 当社取締役 CFO(現任) 平成29年7月	(注)3	24,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	—	小林 明彦	昭和27年 11月13日	昭和50年4月 株式会社三和銀行（現：㈱三菱UFJ銀行） 入行 昭和60年10月 同行ダラス支店 支店長代理 平成元年7月 同行事業開発部 上席部長代理 平成4年5月 同行ロンドン支店 次長 平成9年2月 同行国際業務部 欧州室長 平成11年5月 同行吉祥寺支店 支店長 平成13年7月 サンワインターナショナルファイナンス（香港） 社長 UFJつばさ証券（現：三菱UFJ証券ホールディングス㈱） 投資銀行グループ長 平成15年6月 同社執行役員 投資銀行部門担当 平成16年5月 同社常務執行役員 投資銀行部門金融法人部門担当 平成16年8月 三菱UFJ証券（現：三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱） 常務執行役員 投資銀行部門担当 平成17年10月 同社常務取締役 国際本部長 平成18年6月 米国三菱UFJ証券 社長 平成19年7月 三菱UFJ証券常務執行役員 大阪駐在 平成21年1月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 専務執行役員 平成22年5月 akソリューションアドバイザー株式会社 社長 平成25年8月 同社会長（現任） 平成29年1月 株式会社シーボン 社外取締役（現任） 平成29年7月 当社社外取締役（現任） 平成29年12月 株式会社三ツ星 社外取締役（現任） 令和元年7月	(注) 3	—
取締役	—	河村 直人	昭和39年 9月30日	昭和62年4月 日本ハム株式会社 入社 株式会社テンポラリーエルダー（パソナグループ、現ランスタッド㈱） 入社 株式会社ホームコンピューティング・ネットワーク（パソナ・NTTジョイントベンチャー） 代表取締役 平成10年7月 同社顧問 平成18年6月 株式会社Jobby設立 代表取締役 平成19年4月 株式会社インターワークス 入社 平成21年4月 同社代表取締役 平成21年6月 株式会社アイ・アム&インターワークス（現：㈱インターワークス） 代表取締役社長 平成24年3月 同社代表取締役会長 平成26年4月 日本データビジョン株式会社 取締役 平成26年4月 同社代表取締役 平成26年8月 同社取締役 平成29年3月 株式会社インターワークス取締役 経営管理本部長 平成29年4月 同社取締役大阪支社長 平成29年9月 当社社外取締役（現任） 平成31年1月 株式会社シンライフワーク 代表取締役（現任） 平成31年2月	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役	—	大隅 靖朗	昭和30年 9月12日	昭和55年4月 株式会社三菱銀行（現：㈱三菱UFJ銀行）入行 昭和59年2月 同行 デュッセルドルフ支店 平成4年7月 同行 国際企画部 企画グループ 平成8年9月 同行 ロンドン支店 平成15年9月 同行 営業審査部次長 平成18年10月 同行 事業戦略開発部長 平成19年6月 同行 投資銀行審査部長 三菱UFJ証券株式会社（現：三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱）金融法人グループ副グループ長 平成20年9月 執行役員金融法人グループ長 平成21年6月 執行役員京都支店長 平成23年6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 監査役 兼 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 監査役 平成25年6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 顧問 平成27年6月 花南企画株式会社 代表取締役 平成27年10月 当社社外監査役（現任） 平成29年4月	(注) 4	—
監査役	—	山本 憲司	昭和28年 8月1日	昭和50年12月 ダイキチ商店 創業 昭和51年7月 株式会社ダイキチ 取締役 平成8年2月 株式会社ダイフィル 代表取締役 平成27年6月 同社取締役会長 平成28年12月 当社社外監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	—	森 一生	昭和53年 4月26日	平成13年9月 株式会社ECC ECC編入学院 非常勤講師 平成14年4月 学校法人山口学園 ECC国際外語専門学校 非常勤講師 平成17年10月 帝塚山大学エクステンションセンター 非常勤講師 平成21年12月 弁護士登録 平成22年1月 小林・藤堂法律特許事務所 入所 平成24年9月 慶應義塾大学大学院法務研究科助教 平成28年10月 代官山綜合法律事務所 代表（現任） 平成29年10月 株式会社ファーストロジック 社外監査役（現任） 平成29年11月 丹平製薬株式会社 社外監査役（現任） 平成29年12月 株式会社アトラエ 社外監査役（現任） 平成29年12月 Retty株式会社 社外取締役（現任） 平成29年12月 当社社外監査役（現任） 平成30年12月 株式会社SDGth 代表取締役（現任）	(注) 4	—
計						816,000

- (注) 1. 取締役小林明彦、河村直人は社外取締役であります。
2. 監査役大隅靖朗、山本憲司、森一生は社外監査役であります。
3. 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員の北川雅人は体育会事業本部東海Div.長、亀田高一郎は管理本部管理Div.長であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

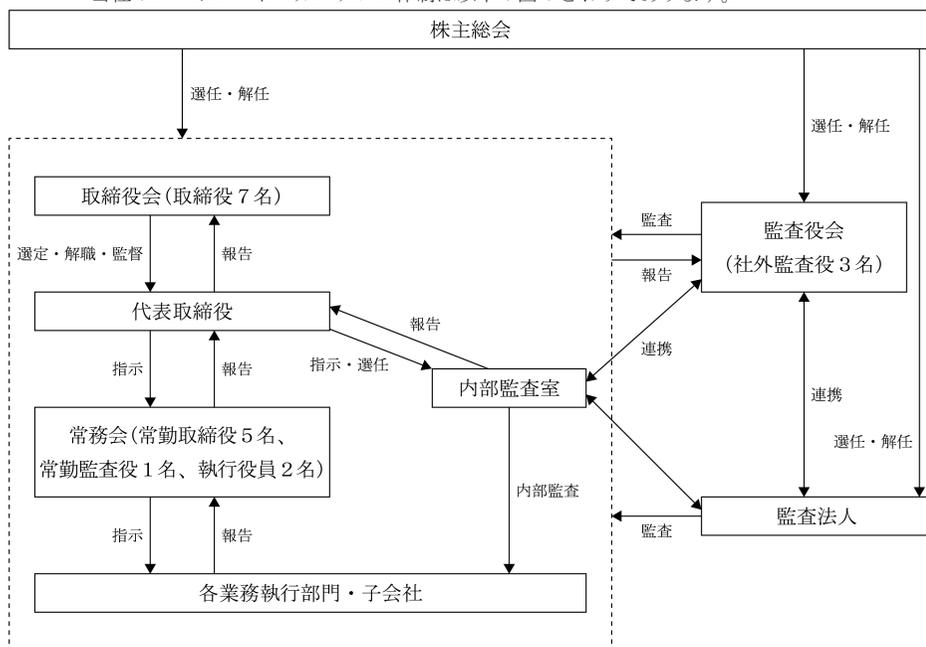
当社グループは、あらゆるステークホルダーから信頼され、企業価値の最大化を達成し続ける企業であるため、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことが経営の重要課題であると考えております。また、コンプライアンスの重要性も同様に認識し、社会的信頼に応え、持続的成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

① 企業統治の体制

イ. 会社の機関の基本説明

当社は、会社法に基づく取締役会設置会社、監査役会設置会社であります。これにより、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、独立した監査役及び監査役会が取締役会に対する監査機能を持つことで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現し、牽制機能が適切に働く組織体制の確立を目指しております。また、当社では経営への積極的な関与と日常の業務執行を機動的に行うため執行役員制度を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりであります。



a 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役2名）で構成されています。原則として、毎月1回の取締役会の開催に加え、必要に応じて臨時取締役会をその都度開催しております。職務権限規程において重要な業務執行の意思決定並びに業績の状況について報告を受け当社の執行業務を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。なお取締役会の議案については、事前に全取締役及び監査役に連絡し、議事の充実に努めております。

また、取締役会には全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

社外取締役は、他業界からも招聘し、より広い視野に基づいた経営意思決定と中立的な立場、又は専門的な立場から、会社の経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

b 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されており、毎月1回の定時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会及び必要に応じてその他社内的重要な会議に出席しており、具体的な意見を具申するとともに、リスクマネジメント、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。

また、常勤監査役は、会計監査人及び内部監査室との情報交換を積極的に行うことにより、情報の共有化に努め、監査の客観性、厳密性、効率性及び網羅性を高めております。

c 常務会

当社の常務会は、毎週1回開催しております。常務会は、常勤取締役5名、常勤監査役1名、執行役員2名で構成され、週次での売上実績確認や社内体制整備のための決議などを行う決裁機能を有しております。

d 内部監査室

当社では、専担部門としての内部監査部門は設置しておりませんが、代表取締役により指名された担当で組織された内部監査室を設置し、担当者3名により内部監査を実施しております。また、自己監査とならないように、内部監査担当者は、自己が所属する部門以外について内部監査を実施しております。

e 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人が監査を担当しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

ロ. 当該体制を採用する理由

当社では、透明性が高く、かつ迅速な意思決定を図るとともに、それに伴う機動的な業務執行ならびに監査対応を適切に行える体制を構築するため、取締役会による監査及び監査役、監査役会による監査の体制を採用しております。

② リスク管理及びコンプライアンス体制の整備状況

当社グループでは、当社グループに物理的、経済的もしくは信用上の損失、又は不利益を生じさせる全ての可能性を指すものを「リスク」、そしてリスクが具現化した事象などを「事故など」と定義しております。そして、情報セキュリティ、労務、体育会学生など求職者側の環境、顧客企業の環境、大学など関連教育機関の環境などの市場環境、提供サービスの品質など様々な事業運営上のリスクについて、リスク管理規程並びにクレーム対応マニュアルを制定し、リスク管理を行うこととしております。

当社グループ運営に関するリスク、又は事故などは所属Div.のSec.長又はDiv.長から本部長を通じて、又は管理本部担当取締役から常務会へ共有され、全社的・総括的にリスク並びに事故などの管理報告・対応策が検討されるとともに、クレーム処理管理表にて過去のクレームを集約し従業員が閲覧できる体制が整っております。

また、企業運営に支障をきたすようなリスクが発生し、全社的な対応が必要となる緊急事態においては、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制を取り、取締役、関連部門長、監査役、顧問弁護士など必要に応じたメンバーで対応にあたります。

さらに、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、会社の経営理念並びに行動指針を日ごろから全役員・従業員に浸透させるための各種施策（全体会議での役員講話、役員の月報共有、朝礼時の行動指針発表、月次で行動指針を体現している社員を選出するアワードなど）を実施するとともに、コンプライアンス規程の制定、コンプライアンス推進責任者並びにDiv.ごとのコンプライアンス相談員の設定、社内外の内部通報制度の制定、コンプライアンス研修会の開催によって全役員・従業員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底しております。

なお、当社は「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報取扱事業者に該当し、取得、収集した個人情報の漏洩などは当社グループの信用力低下、ひいては事業運営の根本的基盤の瓦解に直結します。そのため、「個人情報保護管理規程」に基づき管理本部を管掌する取締役を個人情報保護管理責任者に任し、社内システム責任者・事業責任者と連携を取りながら、個人情報管理に関するセキュリティ対策を講じるとともに、管理本部が主体となって全役員・従業員を対象とした情報セキュリティ研修並びに内部監査による情報セキュリティの定着状況を把握し、個人情報の適正管理に努めております。

③ 内部統制システムの整備状況

当社は内部統制システムの整備の方針として、平成30年3月16日開催の取締役会にて、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定める決議を行い、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制を整備・運用しております。また、「監査役会体制」、「取締役会と執行役員制」、「社外取締役・社外監査役の選任」等を通して、経営に対する監視・監督機能の強化を果たしているものと考えています。また、内部統制やリスク管理、及び顧客満足度の向上などの具体的な施策を実施するため、「内部監査室」を設けております。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
- b 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- c 各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。コンプライアンス違反があると知ったときは、「コンプライアンス規程」に則り、コンプライアンス推進責任者に対し報告を行う。
- d 代表取締役直轄の内部監査担当を選任し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、内部窓口に加え外部窓口を定め、適切に運用・対応する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- b 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- b リスク情報等については会議体等常務会を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部監査担当が行うものとする。
- c 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- d 内部監査担当は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役及び監査役に報告するものとし、取締役会において、問題点の把握と改善に努める。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- b 事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関として常務会を設置し、当社グループの全般的な重要事項について審議する。常務会は、原則として週1回開催する。
- c 取締役会は、当社及び当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
- d 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。

ホ. 当社及びその関連会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a 関連会社等を含め、企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備することとする。

- へ. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - a 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
 - ト. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a 監査役は、管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - b 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた管理本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。
 - チ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - a 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 - b 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - c 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
 - リ. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - a 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。
 - ヌ. その他監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制
 - a 監査役は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要と認められる場合は内部監査担当に対して特定部署の内部監査の実施を要請できるものとする。
 - b 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
 - ル. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - a 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - b 管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - c 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。
- ④ 内部監査及び監査役監査の状況
- 内部監査は、「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が法令ならびに会社の規程類を遵守して適正に行われているかを評価することを目的としております。年間の内部監査計画に則り、全部門の内部監査を実施し、代表取締役に対する当該監査結果の報告ならびに被監査部門への改善の指示を行っております。
- また、監査役は、定期的な監査役会の開催のほか、取締役会への出席、その他社内の重要な会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査等を通じて取締役の業務を十分に監査できる体制となっており、不正行為又は法令もしくは定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。また、監査役及び内部監査担当者ならびに会計監査人との意見交換・情報共有を行う三様監査の場を定期的に設けて、三者間での情報共有を適宜図ることで、監査機能の有効性・効率性を高めるための取組みを行っております。

⑤ 会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名と、会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名等

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	中川 政人	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	藤原 由佳	EY新日本有限責任監査法人

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

- ・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名
その他 5名

⑥ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しております。当社はコーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の重要課題であると認識しており、経営の健全性・透明性向上を目的として社外取締役及び社外監査役による経営監視機能の強化に努めております。

社外取締役小林明彦は、金融機関での豊富な経験を持ち、財務に関する深い知見を有しております。なお当社との間に人的関係、資本関係、取引関係並びにその他の利害関係はありません。

社外取締役河村直人は、人財業界における経営者としての豊富な経験を持ち、人財紹介や人財派遣事業等に関する深い知見を有しております。なお当社との間に人的関係、資本関係、取引関係並びにその他の利害関係はありません。

社外監査役大隅靖朗は金融機関における財務・会計に深い知見を有しており、社外監査役森一生は弁護士資格を有し諸法令に精通しており、社外監査役山本憲司は経営者として深い知見を有しております。なお、社外監査役大隅靖朗及び森一生は当社との間に人的関係、資本関係、取引関係並びにその他の利害関係はありません。社外監査役山本憲司は当社新株予約権4,000個を保有しておりますが、社外監査役としての独立性は損なわれていないものと判断しております。

また、当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、免責としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基本方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所が定める独立役員に関する判断基準を参考としております。

⑦ 役員報酬等

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員数の員数
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	100,520	100,520	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	7,000	7,000	—	—	—	2
社外監査役	14,000	14,000	—	—	—	3

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人部分のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、株主総会において決議された報酬の限度内で、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

⑧ 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を制定するとともに、統括的に管理を行う取締役を任命し、職務の執行にかかわる重要な事項の報告を義務付ける為、厳正な指導、監督を行っており、また、子会社から毎月の業況を当社取締役会や常務会に報告することとなっております。

なお、子会社の人事、総務、経理などの管理業務については、当社の管理本部の各部署がこれらを横断的に推進し、管理しております。

⑨ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑩ 責任限定契約

当社は、業務執行を行わない取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、取締役小林明彦、河村直人並びに監査役大隅靖朗、山本憲司、及び森一生と、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時には、当該責任限定契約に基づく損害賠償の限度額は、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑪ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ. 自己株式

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ロ. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑫ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当を行う際は、会社法第454条第1項の規定に基づき、その都度株主総会の決議によるものとしております。なお、取締役会決議による剰余金配当制度の導入については、現時点では想定しておりません。

⑬ 取締役の定数

当社の取締役は、8名以内とする旨を定款に定めております。

⑭ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、出席した株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、その議決権は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	13,500	—	14,250	—
連結子会社	—	—	—	—
計	13,500	—	14,250	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近連結会計年度の前連結会計年度

該当事項はありません。

最近連結会計年度

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の事業規模、監査計画、監査内容、監査日数等を勘案して、監査法人との協議の上で、監査役会の同意を踏まえて報酬額を決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)及び当連結会計年度(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)及び当事業年度(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(令和元年7月1日から令和元年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成31年1月1日から令和元年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に対応することができる体制を整備するため、専門的情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加に加え、会計専門書の定期購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当連結会計年度 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	173,801	373,236
売掛金	89,665	114,228
繰延税金資産	14,836	19,116
その他	20,207	33,771
流動資産合計	298,510	540,352
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	65,268	109,538
工具、器具及び備品	3,021	13,530
減価償却累計額	△14,348	△21,001
有形固定資産合計	53,940	102,067
無形固定資産		
ソフトウェア	920	137
無形固定資産合計	920	137
投資その他の資産		
敷金及び保証金	56,666	81,212
繰延税金資産	640	847
その他	8,281	10,760
投資その他の資産合計	65,589	92,819
固定資産合計	120,450	195,025
資産合計	418,961	735,377

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当連結会計年度 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,654	8,420
1年内返済予定の長期借入金	98,588	95,097
未払金	17,164	37,641
未払費用	38,055	40,598
未払法人税等	28,348	28,650
未払消費税等	37,819	37,611
賞与引当金	18,251	26,159
返金引当金	17,597	28,375
その他	30,325	28,645
流動負債合計	291,803	331,199
固定負債		
長期借入金	59,009	254,026
資産除去債務	8,752	17,946
固定負債合計	67,761	271,972
負債合計	359,565	603,171
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,300	10,300
利益剰余金	49,096	121,905
株主資本合計	59,396	132,205
純資産合計	59,396	132,205
負債純資産合計	418,961	735,377

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(令和元年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	683,692
売掛金	135,749
その他	35,140
流動資産合計	854,581
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	114,726
工具、器具及び備品	14,593
減価償却累計額	△30,312
有形固定資産合計	99,006
無形固定資産	
ソフトウェア	1,216
無形固定資産合計	1,216
投資その他の資産	
敷金及び保証金	86,011
繰延税金資産	43,271
その他	11,960
投資その他の資産合計	141,243
固定資産合計	241,467
資産合計	1,096,049

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(令和元年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	1,310
1年内返済予定の長期借入金	97,500
未払法人税等	118,990
賞与引当金	60,876
返金引当金	34,251
その他	151,973
流動負債合計	464,903
固定負債	
長期借入金	262,283
資産除去債務	23,201
固定負債合計	285,484
負債合計	750,387
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,300
利益剰余金	335,361
株主資本合計	345,661
純資産合計	345,661
負債純資産合計	1,096,049

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
売上高	1,106,727	1,516,370
売上原価	56,005	70,482
売上総利益	1,050,721	1,445,888
販売費及び一般管理費	※1 983,527	※1 1,321,684
営業利益	67,194	124,203
営業外収益		
受取利息	5	4
返金引当金戻入益	—	3,347
その他	345	1,916
営業外収益合計	350	5,268
営業外費用		
支払利息	5,372	4,218
固定資産除却損	—	8,489
その他	2,001	2,848
営業外費用合計	7,373	15,555
経常利益	60,171	113,916
税金等調整前当期純利益	60,171	113,916
法人税、住民税及び事業税	30,882	45,593
法人税等調整額	△11,741	△4,486
法人税等合計	19,140	41,107
当期純利益	41,031	72,809
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	41,031	72,809

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
当期純利益	41,031	72,809
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	—	—
包括利益	41,031	72,809
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	41,031	72,809
非支配株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成31年1月1日 至令和元年9月30日)
売上高	1,587,152
売上原価	68,612
売上総利益	1,518,539
販売費及び一般管理費	1,187,194
営業利益	331,345
営業外収益	
受取利息	4
その他	1,229
営業外収益合計	1,233
営業外費用	
支払利息	2,477
その他	68
営業外費用合計	2,545
経常利益	330,033
税金等調整前四半期純利益	330,033
法人税、住民税及び事業税	139,885
法人税等調整額	△23,308
法人税等合計	116,577
四半期純利益	213,455
非支配株主に帰属する四半期純利益	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	213,455

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成31年1月1日 至令和元年9月30日)
四半期純利益	213,455
その他の包括利益	
その他の包括利益合計	-
四半期包括利益	213,455
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	213,455
非支配株主に係る四半期包括利益	-

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	10,300	8,065	8,065	18,365
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	41,031	41,031	41,031
当期変動額合計	—	41,031	41,031	41,031
当期末残高	10,300	49,096	59,396	59,396

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	10,300	49,096	59,396	59,396
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	72,809	72,809	72,809
当期変動額合計	—	72,809	72,809	72,809
当期末残高	10,300	121,905	132,205	132,205

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	60,171	113,916
減価償却費	7,951	11,240
受取利息及び受取配当金	△5	△4
支払利息及び割引料	5,372	4,218
固定資産除却損 (△は益)	—	8,489
売上債権の増減額 (△は増加)	△28,768	△24,562
前渡金の増減額 (△は増加)	△7,384	1,891
前払費用の増減額 (△は増加)	△5,531	△15,204
未収入金の増減額 (△は増加)	423	△42
仕入債務の増減額 (△は減少)	5,654	2,765
未払金の増減額 (△は減少)	△8,285	20,476
未払費用の増減額 (△は減少)	32,500	2,542
前受金の増減額 (△は減少)	4,255	△10,297
預り金の増減額 (△は減少)	8,516	7,525
賞与引当金の増減額 (△は減少)	7,379	7,908
返金引当金の増減 (△は減少)	17,597	10,778
その他の資産の増減額 (△は増加)	250	△207
その他の負債の増減額 (△は減少)	15,662	△8,962
小計	115,756	132,472
利息及び配当金の受取額	3	3
利息及び割引料の支払額	△5,543	△4,190
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△2,007	△45,291
営業活動によるキャッシュ・フロー	108,208	82,994

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△16,941	△47,907
敷金及び保証金の差入による支出	△14,651	△34,176
敷金及び保証金の回収による収入	262	9,630
その他の支出	△2,632	△2,632
投資活動によるキャッシュ・フロー	△33,962	△75,085
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	260,000	460,000
短期借入金の返済による支出	△260,000	△460,000
長期借入れによる収入	38,880	340,000
長期借入金の返済による支出	△121,246	△148,474
財務活動によるキャッシュ・フロー	△82,366	191,526
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△8,120	199,434
現金及び現金同等物の期首残高	171,912	163,792
現金及び現金同等物の期末残高	※1 163,792	※1 363,227

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

(株)エスエフプラス

2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10～20年

工具、器具及び備品 5～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年

(2) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 返金引当金

当社グループは、新卒人材の紹介において求職者が内定を辞退した場合、紹介先企業から収受した紹介手数料の全額を返金する制度を設けております。当該返金の支払に備えるため、売上高に返金実績率を乗じた金額を、売上高より直接控除する方法により計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

1 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

(株)エスエフプラス

2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10～20年

工具、器具及び備品 5～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年

(2) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 返金引当金

当社グループは、新卒人材の紹介において求職者が内定を辞退した場合、紹介先企業から收受した紹介手数料の全額を返金する制度を設けております。当該返金の支払に備えるため、売上高に返金実績率を乗じた金額を、売上高より直接控除する方法により計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

(税効果会計に係る会計基準の適用指針等)

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

令和元年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

令和4年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※ 当座貸越契約

当社及び連結子会社(㈱エスエフプラス)においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当連結会計年度 (平成30年12月31日)
当座貸越極度額	50,000 千円	50,000 千円
借入実行残高	-	-
差引額	50,000 千円	50,000 千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 至	平成29年1月1日 平成29年12月31日)	(自 至	平成30年1月1日 平成30年12月31日)
役員報酬		88,840 千円		102,930 千円
給料及び手当		404,402 "		546,656 "
賞与		41,128 "		68,957 "
賞与引当金繰入額		18,251 "		26,159 "
広告宣伝費		93,743 "		124,341 "
旅費及び交通費		39,482 "		59,876 "
減価償却費		7,951 "		11,240 "

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,000	-	-	20,000
A種類株式(株)	400	-	-	400

2 自己株式に関する事項

該当事項はございません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
	第2回ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
合計			-	-	-	-	-

4. 配当に関する事項

該当事項はございません。

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,000	400	-	20,400
A種類株式(株)	400	-	400	-

2 自己株式に関する事項

該当事項はございません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
	第2回ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
合計			-	-	-	-	-

4. 配当に関する事項

該当事項はございません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
現金及び預金	173,801千円	373,236千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△ 10,008千円	△ 9,109千円
現金及び現金同等物	163,792千円	363,227千円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、スポーツ人材採用支援事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を必要に応じて銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、事業の性質上、件数及び金額共に特定の取引先に集中することではなく、また支払期日についても月末締め翌月末精算を基本としており、可能な限り短期間で回収することでリスクを低減しております。販売管理規程に従い、管理本部が各取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況などの悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、与信管理規程に従い各取引先の返済能力に応じた信用取引を行うことでリスクの低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

経営戦略本部が資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	173,801	173,801	-
(2) 売掛金	89,665	89,665	-
資産計	263,466	263,466	-
(1) 買掛金	5,654	5,654	-
(2) 未払金	17,164	17,164	-
(3) 未払費用	38,055	38,055	-
(4) 未払法人税等	28,348	28,348	-
(5) 未払消費税等	37,819	37,819	-
(6) 長期借入金 (1年以内返済予定含む)	157,597	158,766	1,169
負債計	284,637	285,806	1,169

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2)未払金、(3)未払費用、(4)未払法人税等、並びに(5)未払消費税等

これらは全て短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	173,801	-	-	-
売掛金	89,665	-	-	-
合計	263,466	-	-	-

(注3) 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金（1年以内 返済予定含む）	98,588	26,884	26,037	6,088	-	-
合計	98,588	26,884	26,037	6,088	-	-

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、スポーツ人材採用支援事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、事業の性質上、件数及び金額共に特定の取引先に集中することではなく、また支払期日についても月末締め翌月末精算を基本としており、可能な限り短期間で回収することでリスクを低減しております。販売管理規程に従い、管理本部が各取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況などの悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、与信管理規程に従い各取引先の返済能力に応じた信用取引を行うことでリスクの低減を図っております。

- ② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

経営戦略本部が資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	373,236	373,236	-
(2) 売掛金	114,228	114,228	-
資産計	487,464	487,464	-
(1) 買掛金	8,420	8,420	-
(2) 未払金	37,641	37,641	-
(3) 未払費用	40,598	40,598	-
(4) 未払法人税等	28,650	28,650	-
(5) 未払消費税等	37,611	37,611	-
(6) 長期借入金 (1年以内返済予定含む)	349,123	348,980	△143
負債計	502,043	501,900	△143

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、並びに(5) 未払消費税等

これらは全て短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金(1年以内返済予定含む)

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	373,236	-	-	-
売掛金	114,228	-	-	-
合計	487,464	-	-	-

(注3) 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(1年以内 返済予定含む)	95,097	75,624	106,468	48,108	23,826	-
合計	95,097	75,624	106,468	48,108	23,826	-

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

①第1回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	平成27年12月25日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員12名、顧問1名と財務コンサルタント1名の合計14名
株式の種類及び付与数	普通株式 32,000株
付与日	平成27年12月31日
権利確定条件	割当日において当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、使用人であった者並びにこれに準ずる者が、権利行使期間まで継続して、取締役等の契約関係にあること。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません
権利行使期間	平成30年1月1日～令和7年12月30日

(注) 令和元年10月4日付で株式1株あたり40株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

②第2回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	平成29年12月15日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員1名と当社従業員61名の合計62名
株式の種類及び付与数	普通株式 33,280株
付与日	平成29年12月16日
権利確定条件	割当日において当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、使用人であった者並びにこれに準ずる者が、権利行使期間まで継続して、取締役等の契約関係にあること。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません
権利行使期間	令和2年1月1日～令和9年9月13日

(注) 令和元年10月4日付で株式1株あたり40株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成27年12月25日	平成29年12月15日
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	—	—
付与	32,000	33,280
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	32,000	33,280
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 令和元年10月4日付で株式1株あたり40株の分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

会社名	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成27年12月25日	平成29年12月15日
権利行使価格（円）	18	66
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

(注) 令和元年10月4日付で株式1株あたり40株の分割を行っており、分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 — 千円
- (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

①第1回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	平成27年12月25日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員12名、顧問1名と財務コンサルタント1名の合計14名
株式の種類及び付与数	普通株式 32,000株
付与日	平成27年12月31日
権利確定条件	割当日において当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、使用人であった者並びにこれに準ずる者が、権利確定日(平成29年12月31日)まで継続して、取締役等の契約関係にあること。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません
権利行使期間	平成30年1月1日～令和7年12月30日

(注) 令和元年10月4日付で株式1株あたり40株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

②第2回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	平成29年12月15日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員1名と当社従業員61名の合計62名
株式の種類及び付与数	普通株式 33,280株
付与日	平成29年12月16日
権利確定条件	割当日において当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、使用人であった者並びにこれに準ずる者が、権利確定日(令和元年12月31日)まで継続して、取締役等の契約関係にあること。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません
権利行使期間	令和2年1月1日～令和9年9月13日

(注) 令和元年10月4日付で株式1株あたり40株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成27年12月25日	平成29年12月15日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	32,000	33,280
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	32,000	33,280
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 令和元年10月4日付で株式1株あたり40株の分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

会社名	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成27年12月25日	平成29年12月15日
権利行使価格(円)	18	66
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 令和元年10月4日付で普通株式1株につき、40株の株式分割を行っており、分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 — 千円
- (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	6,083千円
返金引当金	6,127 "
未払事業税	2,625 "
資産除去債務	3,276 "
繰延税金資産小計	18,113千円
評価性引当額	- "
繰延税金資産合計	18,113千円
繰延税金負債	
資産除去債務累計額	2,636千円
繰延税金負債合計	2,636 "
繰延税金資産純額	15,477千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.6%
中小法人軽減税率適用による影響	△1.3%
住民税均等割等	3.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.7%
所得拡大税制による税額控除	△9.0%
その他	△5.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3%

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	7,831千円
返金引当金	8,688 "
資産除去債務	5,495 "
未払事業税	2,596 "
繰延税金資産小計	24,611千円
評価性引当額	- "
繰延税金資産合計	24,611千円
繰延税金負債	
資産除去債務累計額	4,647千円
繰延税金負債合計	4,647 "
繰延税金資産純額	19,963千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.7%
中小法人軽減税率適用による影響	△0.4%
住民税均等割等	1.9%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.7%
その他	△1.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.8%

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成29年12月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループの資産除去債務はオフィスの不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は過去の実績に基づく入居からの退去年数等を参考に決定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,693千円
有形固定資産の除却に伴う減少額	5,005 "
時の経過による調整額	54 "
期末残高	8,752千円

当連結会計年度(平成30年12月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループの資産除去債務はオフィスの不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は過去の実績に基づく入居からの退去年数等を参考に決定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	8,752千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	10,515 "
時の経過による調整額	68 "
有形固定資産の除却に伴う減少額	1,389 "
期末残高	17,946千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

当社グループの事業は、スポーツ人財採用支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

当社グループの事業は、スポーツ人財採用支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

	外部顧客への売上高 (単位：千円)
新卒者向けイベント売上高	493,449
新卒者向け人財紹介売上高	279,515
既卒者向け人財紹介売上高	294,163
その他売上	39,600
合計	1,106,727

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

	外部顧客への売上高 (単位：千円)
新卒者向けイベント売上高	691,442
新卒者向け人財紹介売上高	387,335
既卒者向け人財紹介売上高	402,289
その他売上	35,304
合計	1,516,370

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	篠崎 克志	千葉県柏市	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 38.24	—	銀行借入に 対する債務 被保証	400,000	長期借入金	157,601
							地代家賃支 払に対する 被保証人	50,615	—	—
							リースの被 保証人	748	—	—

- (注) 1. 当社は、銀行借入に対して代表取締役の篠崎克志より債務保証を受けております。なお、保証金の支払は行っておりません。
2. 当社は、本社・千葉・横浜・東海・京都・大阪・神戸・九州オフィスの不動産賃貸借契約に対して代表取締役の篠崎克志より債務保証を受けております。不動産賃貸借契約の被債務保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
3. 当社は、本社の複合機のリース契約に対して代表取締役の篠崎克志より債務保証を受けております。リース契約の債務保証の取引金額は、年間リース料を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	篠崎 克志	千葉県柏市	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 38.24	—	銀行借入に 対する債務 保証	590,000	短期借入金 長期借入金	— 232,803
							地代家賃支 払に対する 被保証人	97,356	—	—
							リースの保 証人	676	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社は、銀行借入に対して代表取締役の篠崎克志より債務保証を受けております。なお、保証金の支払は行っておりません。
2. 当社は、本社・札幌・千葉・横浜・東海・京都・大阪・九州オフィスの不動産賃貸借契約に対して代表取締役の篠崎克志より債務保証を受けております。不動産賃貸借契約の被債務保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
3. 当社は、本社の複合機のリース契約に対して代表取締役の篠崎克志より債務保証を受けております。リース契約の債務保証の取引金額は、年間リース料を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
1株当たり純資産額	2,911円57銭	6,480円68銭
1株当たり当期純利益	2,011円32銭	3,569円10銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、前連結会計年度及び当連結会計年度は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	41,031	72,809
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	41,031	72,809
普通株式の期中平均株式数(株)	20,400	20,400
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当連結会計年度 (平成30年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	59,396	132,205
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	59,396	132,205
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	20,400	20,400

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

当社は令和元年9月18日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割を実施し、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

令和元年10月3日(木)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき40株の割合をもって分割致します。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	20,400株
今回の株式分割により増加する株式数	795,600株
株式分割株式分割後の発行済株式総数	816,000株
株式分割株式分割後の発行可能株式総数	3,264,000株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	令和元年9月18日(水)
基準日	令和元年10月3日(木)
効力発生日	令和元年10月4日(金)

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が、当連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、令和元年10月4日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、81,600株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、3,264,000株とする。

(3) 定款変更の日程

取締役会決議	令和元年9月18日
効力発生日	令和元年10月4日

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成31年1月1日 至 令和元年9月30日)
減価償却費	9,731千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業は、スポーツ人財採用支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成31年1月1日 至令和元年9月30日)
1株当たり四半期純利益	261円59銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	213,455
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	213,455
普通株式の期中平均株式数(株)	816,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四 半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計 年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、令和元年10月4日付けで普通株式1株につき普通株式40株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

⑤ 【連結附属明細表】(平成30年12月31日現在)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	98,588	95,097	0.93	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	59,009	254,026	0.93	令和2年1月1日～ 令和5年5月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	157,597	349,123	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	75,624	106,458	48,108	23,826

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	8,752	10,583	1,389	17,946

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	164,265	370,424
売掛金	88,031	110,047
前払費用	10,303	25,140
繰延税金資産	14,836	19,116
その他	11,650	10,027
流動資産合計	289,088	534,755
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	65,268	109,538
工具、器具及び備品	3,021	13,530
減価償却累計額	△14,348	△21,001
有形固定資産合計	53,940	102,067
無形固定資産		
ソフトウェア	920	137
無形固定資産合計	920	137
投資その他の資産		
関係会社株式	10,000	0
敷金及び保証金	56,666	81,212
長期前払費用	374	220
繰延税金資産	640	847
その他	7,907	10,540
投資その他の資産合計	75,589	92,819
固定資産合計	130,450	195,025
資産合計	419,538	729,780

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,654	8,420
1年内返済予定の長期借入金	98,588	95,097
未払金	18,625	40,299
未払費用	37,275	38,498
未払法人税等	23,244	20,030
未払消費税等	36,693	35,959
賞与引当金	17,471	25,575
返金引当金	17,597	28,375
その他	34,754	36,412
流動負債合計	289,906	328,669
固定負債		
長期借入金	59,009	254,026
資産除去債務	8,752	17,946
固定負債合計	67,761	271,972
負債合計	357,668	600,641
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,300	10,300
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	51,570	118,838
利益剰余金合計	51,570	118,838
株主資本合計	61,870	129,138
純資産合計	61,870	129,138
負債純資産合計	419,538	729,780

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当事業年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
売上高	1,101,380	1,506,875
売上原価	56,005	70,482
売上総利益	1,045,374	1,436,392
販売費及び一般管理費	※1 979,489	※1 1,307,791
営業利益	65,885	128,601
営業外収益		
受取利息	5	4
返金引当金戻入益	—	3,347
その他	344	1,826
営業外収益合計	350	5,178
営業外費用		
支払利息	5,372	4,218
固定資産除却損	—	8,489
その他	1,445	2,838
営業外費用合計	6,817	15,545
経常利益	59,419	118,234
特別損失		
子会社株式評価損	—	9,999
特別損失合計	—	9,999
税引前当期純利益	59,419	108,234
法人税、住民税及び事業税	30,741	45,452
法人税等調整額	△11,741	△4,486
法人税等合計	18,999	40,966
当期純利益	40,419	67,268

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
外注費	※	56,005	100.0	70,482	100.0
当期売上原価		56,005	100.0	70,482	100.0

(注) ※外注費とは、新卒者向けイベント売上高にかかるイベント会場費及び会場設営費等であり、原価性があると認められるものであります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	10,300	11,151	11,151	21,451	21,451
当期変動額					
当期純利益	—	40,419	40,419	40,419	40,419
当期変動額合計	—	40,419	40,419	40,419	40,419
当期末残高	10,300	51,570	51,570	61,870	61,870

当事業年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	10,300	51,570	51,570	61,870	61,870
当期変動額					
当期純利益	—	67,268	67,268	67,268	67,268
当期変動額合計	—	67,268	67,268	67,268	67,268
当期末残高	10,300	118,838	118,838	129,138	129,138

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	10～20年
工具、器具及び備品	5～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分)	5年
---------------	----

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 返金引当金

当社は、新卒人財の紹介において求職者が内定を辞退した場合、紹介先企業から収受した紹介手数料の全額を返金する制度を設けております。当該返金の支払に備えるため、売上高に返金実績率を乗じた金額を、売上高より直接控除する方法により計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	10～20年
工具、器具及び備品	5～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分)	5年
---------------	----

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 返金引当金

当社は、新卒人財の紹介において求職者が内定を辞退した場合、紹介先企業から収受した紹介手数料の全額を返金する制度を設けております。当該返金の支払に備えるため、売上高に返金実績率を乗じた金額を、売上高より直接控除する方法により計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
未収入金	1,746千円	1,978千円
未払金	1,739 "	2,962 "

※2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
当座貸越極度額総額	50,000 千円	50,000 千円
借入実行残高	-	-
差引額	50,000 千円	50,000 千円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当事業年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
役員報酬	84,640 千円	98,280 千円
給料	387,257 "	519,232 "
賞与	40,070 "	67,186 "
賞与引当金繰入額	17,471 "	25,575 "
広告宣伝費	93,740 "	123,887 "
旅費及び交通費	37,998 "	57,642 "
減価償却費	7,951 "	11,240 "

おおよその割合

販売費	80%	76%
一般管理費	20 "	24 "

(有価証券関係)

前事業年度(平成29年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	平成29年12月31日
子会社株式	10,000
関連会社株式	—
計	10,000

当事業年度(平成30年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、当事業年度において、子会社株式について9,999千円の評価減処理を行っております。

(単位：千円)

	平成30年12月31日
子会社株式	0
関連会社株式	—
計	0

(税効果会計関係)

前事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	6,083千円
返金引当金	6,127 "
未払事業税	2,625 "
資産除去債務	3,276 "
繰延税金資産小計	18,113千円
評価性引当額	- "
繰延税金資産合計	18,113千円
繰延税金負債	
資産除去債務累計額	2,636 千円
繰延税金負債合計	2,636 "
繰延税金資産純額	15,477千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.6%
中小法人軽減税率適用による影響	△1.3%
住民税均等割等	3.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.7%
所得拡大促進税制による税額控除	△9.0%
その他	△5.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3%

当事業年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	7,831千円
返金引当金	8,688 "
資産除去債務	5,495 "
未払事業税	2,596 "
子会社株式評価損	3,061 "
繰延税金資産小計	<u>27,671千円</u>
評価性引当額	<u>△ 3,061 "</u>
繰延税金資産合計	<u>24,611千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務累計額	<u>4,647千円</u>
繰延税金負債合計	<u>4,647 "</u>
繰延税金資産純額	<u>19,963千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.6%
評価性引当金の増減	3.3%
中小法人軽減税率適用による影響	△0.3%
住民税均等割等	1.9%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.6%
所得拡大促進税制による税額控除	△6.8%
その他	1.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>37.8%</u>

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】（平成30年12月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

（単位：千円）

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産						
建物附属設備	65,268	52,862	8,591	8,395	109,538	18,419
工具、器具及び備品	3,021	10,510	-	2,063	13,530	2,582
有形固定資産計	68,289	63,372	8,591	10,458	122,890	21,001
無形固定資産						
ソフトウェア	920	-	-	782	137	-
無形固定資産計	920	-	-	782	137	-
長期前払費用	374	-	-	154	220	-

（注） 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備	仙台オフィス	オフィス設備	8,339千円
	札幌オフィス	オフィス設備	6,305千円
	大阪オフィス	オフィス設備	16,407千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備	大阪オフィス	オフィス設備	8,591千円
--------	--------	--------	---------

【引当金明細表】

（単位：千円）

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 （目的使用）	当期減少額 （その他）	当期末残高
賞与引当金	17,471	25,575	17,471	-	25,575
返金引当金	17,597	28,375	14,250	3,347	28,375

（注） 1. 返金引当金の当期減少額（その他）は2018年卒学生で返金の実績がなく充当されなかった金額を戻し入れたものであります。

- (2) 【主な資産及び負債の内容】（平成30年12月31日現在）
連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注1）	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所（注1）	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.sports-f.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利の行使をすることができない旨を、定款に定めております。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株主数に応じて募集形式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（4）株主の有する単元未満株の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成29年12月15日	篠崎 克志	千葉県柏市	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	永井 淳平	東京都新宿区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	600	1,570,800 (2,618) (注) 4	経営参画意識向上のため
平成30年3月16日	-	-	-	篠崎 克志	千葉県柏市	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	A種株式△400 普通株式400	-	A種株式と引換えによる普通株式の交付(注) 6

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成29年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとしております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができますとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができますとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 令和元年9月18日開催の取締役会決議により、令和元年10月4日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
6. A種類株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、平成30年3月16日付で全てのA種類株式を自己株式として取得し、対価としてA種類株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種類株式については、株主価値の向上を図るため平成30年3月16日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月31日付で会社法第178条に基づき消却しました。その結果、発行済株式総数は20,400株となっております。なお、A種類株式は普通株式と比較して議決権に関する権利で権利内容が異なっておりますが、1株750円という発行価格は、新規上場を含む将来の一定時に、A種類株式1株につき普通株式1株を交付することを企図し、類似会社比準法により算出した価格であります。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①
発行年月日	平成29年12月15日
種類	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 33,280株
発行価格	1株につき66円 (注)2
資本組入額	33円
発行価額の総額	2,178,176円
資本組入額の総額	1,089,088円
発行方法	平成29年12月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成30年12月31日であります。
2. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 3. 令和元年9月18日開催の取締役会により、令和元年10月4日付で普通株式につき、40株の株式分割を行っております。これによって、割当株式数及び価格(単価)は当該株式分割後の割当株数及び価格(単価)で記載しております。
 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①
行使時の払込金額	1株につき66円
行使期間	令和2年1月1日から 令和9年9月13日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、新株予約権を譲渡・質入その他処分することはできない。

2 【取得者の概況】

第2回新株予約権の付与（ストック・オプション）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出 会社との関係
北川 雅人	大阪府豊中市	会社員	200	523,600 (2,618)	当社の従業員
井原 隆	神奈川県横浜市港北区	会社員	16	41,888 (2,618)	当社の従業員
山木 昭太	茨城県牛久市	会社員	18	47,124 (2,618)	当社の従業員
谷地 大	東京都新宿区	会社員	18	47,124 (2,618)	当社の従業員
川原 雄司	大阪府大東市	会社員	16	41,888 (2,618)	当社の従業員
川村 莉佳	東京都中野区	会社員	15	39,270 (2,618)	当社の従業員
坪松 青	神奈川県横浜市南区	会社員	15	39,270 (2,618)	当社の従業員 (注) 1
加藤 左稚	愛知県名古屋市長区	会社員	15	39,270 (2,618)	当社の従業員
土肥 朋大	愛知県名古屋市中区	会社員	15	39,270 (2,618)	当社の従業員
橋本 千穂	東京都新宿区	会社員	15	39,270 (2,618)	当社の従業員
大向 智行	京都府京都市下京区	会社員	15	39,270 (2,618)	当社の従業員
北川 朋輝	兵庫県神戸市垂水区	会社員	15	39,270 (2,618)	当社の従業員
佐倉 萌子	兵庫県西宮市	会社員	15	39,270 (2,618)	当社の従業員
新谷 萌音	大阪府吹田市	会社員	15	39,270 (2,618)	当社の従業員
原 美咲	佐賀県鳥栖市	会社員	15	39,270 (2,618)	当社の従業員
外山 茜	愛知県名古屋市中区	会社員	15	39,270 (2,618)	当社の従業員
高見 和史	福岡県福岡市早良区	会社員	15	39,270 (2,618)	当社の従業員
田所 佑也	奈良県香芝市	会社員	13	34,034 (2,618)	当社の従業員
前田 信哉	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	13	34,034 (2,618)	当社の従業員
上野 良太	千葉県市川市	会社員	12	31,416 (2,618)	当社の従業員
田中 政勝	福岡県福岡市中央区	会社員	12	31,416 (2,618)	当社の従業員 (注) 1
吉浦 剛史	奈良県北葛城郡	会社員	12	31,416 (2,618)	当社の従業員
中野 絢	福岡県福岡市中央区	会社員	12	31,416 (2,618)	当社の従業員
北畑 佳士	大阪府大東市	会社員	12	31,416 (2,618)	当社の従業員
鶴巻 翔平	埼玉県さいたま市緑区	会社員	11	28,798 (2,618)	当社の従業員 (注) 1
小峰 郁海	埼玉県川口市	会社員	11	28,798 (2,618)	当社の従業員 (注) 1
志村 恵理	東京都荒川区	会社員	11	28,798 (2,618)	当社の従業員
中山 祐平	兵庫県神戸市東灘区	会社員	11	28,798 (2,618)	当社の従業員
松尾 真代	京都府京都市下京区	会社員	11	28,798 (2,618)	当社の従業員
小野寺 みゆき	千葉県船橋市	会社員	9	23,562 (2,618)	当社の従業員
小西 弘之	宮城県仙台市青葉区	会社員	9	23,562 (2,618)	当社の従業員 (注) 1
大本 彬登	愛知県名古屋市中区	会社員	9	23,562 (2,618)	当社の従業員
鬼頭 柚衣	愛知県名古屋守山区	会社員	9	23,562 (2,618)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
鷺山 智哉	愛知県名古屋市中区	会社員	9	23,562 (2,618)	当社の従業員
杉田 昇平	大阪府吹田市	会社員	9	23,562 (2,618)	当社の従業員
中原 結香	広島県広島市南区	会社員	9	23,562 (2,618)	当社の従業員 (注) 1
小林 祥子	福岡県福岡市東区	会社員	9	23,562 (2,618)	当社の従業員
嶋田 春奈	東京都江戸川区	会社員	9	23,562 (2,618)	当社の従業員
根岸 櫻	埼玉県新座市	会社員	9	23,562 (2,618)	当社の従業員
金子 侑美子	福岡県福岡市中央区	会社員	9	23,562 (2,618)	当社の従業員 (注) 1
大塚 章弘	福岡県福岡市城南区	会社員	9	23,562 (2,618)	当社の従業員
中井 美保	大阪府大阪市東淀川 区	会社員	9	23,562 (2,618)	当社の従業員
下山田 樹	大阪府大阪市北区	会社員	8	20,944 (2,618)	当社の従業員 (注) 1
鈴木 亜由美	大阪府大阪市平野区	会社員	7	18,326 (2,618)	当社の従業員 (注) 1
栢木 佳祐	愛知県名古屋市長 瑞穂区	会社員	7	18,326 (2,618)	当社の従業員
三崎 悠樹	東京都中野区	会社員	7	18,326 (2,618)	当社の従業員
福嶋 夕貴	福岡県福岡市中央区	会社員	7	18,326 (2,618)	当社の従業員
西脇 亮太	東京都世田谷区	会社員	7	18,326 (2,618)	当社の従業員
西脇 麻衣	東京都世田谷区	会社員	7	18,326 (2,618)	当社の従業員
麦 大介	東京都世田谷区	会社員	6	15,708 (2,618)	当社の従業員
信夫 良介	神奈川県横浜市中区	会社員	6	15,708 (2,618)	当社の従業員
座間 智也	千葉県船橋市	会社員	6	15,708 (2,618)	当社の従業員
一宮 広人	東京都世田谷区	会社員	6	15,708 (2,618)	当社の従業員
吉原 星丸	大阪府豊中市	会社員	6	15,708 (2,618)	当社の従業員 (注) 1
田中 隆往	大阪府大阪市鶴見区	会社員	6	15,708 (2,618)	当社の従業員
酒井 美緒	大阪府茨木市	会社員	6	15,708 (2,618)	当社の従業員
吉山 真広	愛知県名古屋市長 瑞穂区	会社員	6	15,708 (2,618)	当社の従業員
南 大地	大阪府大阪市西淀川 区	会社員	6	15,708 (2,618)	当社の従業員
皆川 直人	東京都江戸川区	会社員	6	15,708 (2,618)	当社の従業員
福田 貴大	大阪府大阪市北区	会社員	6	15,708 (2,618)	当社の従業員
瀬尾 光	兵庫県神戸市長田区	会社員	5	13,090 (2,618)	当社の従業員
亀田 高一郎	東京都江東区	会社員	5	13,090 (2,618)	当社の従業員

- (注) 1. 該当の従業員については、提出日現在で当社を退職しているため、権利行使の資格を満たしておりません。
2. 令和元年9月18日開催の取締役会により、令和元年10月4日付で普通株式につき、40株の株式分割を行っておりますが、割当株式数及び価格(単価)は当該株式分割前の割当株式数及び価格(単価)で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有株式 数の割合(%)
篠崎 克志 (注) 1, 4	千葉県柏市	312,000	35.40
加地 正 (注) 2, 4	東京都江戸川区	160,000	18.16
森本 翔太 (注) 2, 4	大阪府大阪市北区	160,000	18.16
伊地知 和義 (注) 2, 4	福岡県福岡市西区	160,000	18.16
永井 淳平 (注) 2, 4	東京都新宿区	28,000 (4,000)	3.18 (0.45)
北川 雅人 (注) 6	愛知県名古屋市中区	11,840 (11,840)	1.34 (1.34)
山本 憲司 (注) 3	大阪府東大阪市	4,000 (4,000)	0.45 (0.45)
佐野 浩太郎 (注) 6	兵庫県西宮市	3,680 (3,680)	0.42 (0.42)
岡村 芳明 (注) 6	埼玉県川口市	3,360 (3,360)	0.38 (0.38)
小西 秀人 (注) 6	東京都渋谷区	1,920 (1,920)	0.22 (0.22)
横山 沙織 (注) 6	茨城県守谷市	1,920 (1,920)	0.22 (0.22)
龍井 渚 (注) 6	千葉県八千代市	1,920 (1,920)	0.22 (0.22)
井原 隆 (注) 5、6	神奈川県横浜市港北区	1,920 (1,920)	0.22 (0.22)
高松 浩巳 (注) 6	広島県広島市中区	1,600 (1,600)	0.18 (0.18)
山田 哲生 (注) 6	大阪府大阪市北区	1,280 (1,280)	0.15 (0.15)
江藤 千尋 (注) 6	福岡県福岡市西区	1,280 (1,280)	0.15 (0.15)
所有株式数960株の株主2名	—	1,920 (1,920)	0.22 (0.22)
所有株式数720株の株主2名	—	1,440 (1,440)	0.16 (0.16)
所有株式数640株の株主1名	—	640 (640)	0.07 (0.07)
所有株式数600株の株主12名	—	7,200 (7,200)	0.81 (0.81)
所有株式数520株の株主2名	—	1,040 (1,040)	0.12 (0.12)
所有株式数480株の株主5名	—	2,400 (2,400)	0.27 (0.27)
所有株式数440株の株主5名	—	2,200 (2,200)	0.25 (0.25)
所有株式数360株の株主13名	—	4,680 (4,680)	0.53 (0.53)
所有株式数320株の株主1名	—	320 (320)	0.04 (0.04)
所有株式数280株の株主6名	—	1,680 (1,680)	0.19 (0.19)
所有株式数240株の株主11名	—	2,640 (2,640)	0.30 (0.30)
所有株式数200株の株主2名	—	400 (400)	0.05 (0.05)
計	—	881,280 (65,280)	100.00 (7.41)

- (注)
1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
 2. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
 3. 特別利害関係者等 (当社の監査役)
 4. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
 5. 特別利害関係者等 (当社子会社の代表取締役)
 6. 当社の従業員
 7. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 8. () 内は、新株予約権により潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

令和元年11月13日

株式会社スポーツフィールド
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 由佳 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スポーツフィールドの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スポーツフィールド及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和元年11月13日

株式会社スポーツフィールド
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 由佳 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スポーツフィールドの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スポーツフィールド及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和元年11月13日

株式会社スポーツフィールド
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 由佳 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スポーツフィールドの平成31年1月1日から令和元年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(令和元年7月1日から令和元年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成31年1月1日から令和元年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スポーツフィールド及び連結子会社の令和元年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和元年11月13日

株式会社スポーツフィールド
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 由佳 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スポーツフィールドの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スポーツフィールドの平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和元年11月13日

株式会社スポーツフィールド
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 由佳 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スポーツフィールドの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スポーツフィールドの平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

